

資料 1 - 1	H20.3.21
障害福祉サービス及び地域生活支援給付 に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

平成 20 年 3 月 5 日障害保健福祉主管課長会議障害福祉課資料（抜粋）

標記の資料のうち 1 ページから 73 ページまで及び 126 ページを抜粋しています。

このほかの資料については、W A M - N E T（独立行政法人福祉医療機構）のホームページ中、「トップページ→行政資料→障害者福祉」に掲載されていますのでご参照ください。

<http://www.wam.go.jp/>

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成20年3月5日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

障 害 福 祉 課

目 次

(重点事項)

- 1 緊急措置等による事業者の経営基盤の強化について（平成20年4月1日施行）・・・1

<改正案の概要>

- 1 通所サービスに係る単価の引上げ（資料1）・・・6
- 2 通所サービスに係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準の緩和（資料2）・・・18
- 3 居住系サービス利用者が長期に入院・外泊した場合の報酬の加算等（資料3）・・・19
- 4 就労継続支援B型の事業を行う事業者への報酬の加算等（資料4）・・・26
- 5 ケアホームにおいて特例的にホームヘルプを利用できる者の範囲の拡大（資料5）・・・30
- 6 小規模作業所の法定事業への移行に係る基準の見直し（資料6）・・・35
- 7 その他
- （1）通院介助の範囲の拡大（資料7）・・・36
- （2）行動援護の対象者の拡大（資料8）・・・37
- （3）従たる事業所の設置
- （4）小規模加算の見直し（資料9）・・・38
- （5）新体系事業の報酬体系について（案）（資料10）・・・39
- 2 緊急措置に係る利用者負担の見直しについて（平成20年7月1日施行）（資料11）・・・73

(連絡事項)

- 1 障害者の就労支援の推進等について・・・75
- 2 障害者の地域生活移行について・・・98
- 3 相談支援体制の充実について・・・108
- 4 訪問サービスについて・・・115
- 5 障害児の療育支援等について・・・116
- 6 障害福祉関係施設の整備について・・・118
- 7 障害福祉サービス事業者への指導監査の徹底等について・・・119
- 8 障害福祉サービス等経営実態調査の実施について・・・126

1 緊急措置等による事業者の経営基盤の強化について（平成 20 年 4 月 1 日施行）

昨年末の担当者会議でお示しした「障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置」等による事業者の経営基盤の強化については、省令及び告示の改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）を行うこととしているが、その内容については下記のとおりであるので、本改正が円滑に実施されるよう、適切な準備をお願いする。

=====

<改正案の概要>

1. 通所サービスに係る単価の引上げ

次の通所サービスについて報酬の単価を約 4 %引き上げる。（詳細別紙）

（対象となる通所サービス）

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧身体障害者通所更生施設、旧身体障害者通所療護施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設（通所）、肢体不自由児通園施設

2. 通所サービスに係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準の緩和

次の通所サービスについて、定員を超えて利用者を受け入れる場合に報酬が減額されることとなる利用者数の基準を緩和する。

（対象となる通所サービス）

生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧身体障害者通所更生施設、旧身体障害者通所療護施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設（通所）、肢体不自由児通園施設

（基準の改正案）

（1）過去 3 ヶ月間の利用実績

ア. 定員 11 人以下の場合：

過去 3 ヶ月間の利用者の延べ数 > (定員 + 3) × 開所日数

イ. 定員 12 人以上の場合：

過去 3 ヶ月間の利用者の延べ数 > (定員 × 125%) × 開所日数

（2）1 日当たりの利用実績

ア. 定員 50 人以下の場合：

利用者数 > 定員の 150%

イ. 定員 51 人以上の場合：

利用者数 > [(定員-50) ×125%] +75

3. 居住系サービス利用者が長期に入院・外泊した場合の報酬の加算等

(1) 施設入所支援及び旧法施設支援（通所を除く。）

入院・外泊時加算が算定されない 8 日を超える分の入院・外泊について、入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合に報酬を加算する（3 か月を限度）。

(2) 障害児施設支援（知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設及び肢体不自由児療護施設において行う支援）

入院・外泊時加算が算定できない 12 日を超える分の入院・外泊について、入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合に報酬を加算する（3 か月を限度）。

(3) 共同生活介護及び共同生活援助

利用者の入院時に支援を行った場合や帰宅時の支援を行った場合に加算を算定しているところであるが、新たに、一定の支援を行った場合に日額の加算を創設する。

○ 長期入院時支援特別加算

◇算定要件

- ・ 1 回の入院について、3 ヶ月に限り算定する。
- ・ 概ね週 1 回以上の訪問や一定の支援を行った場合に算定する。

◇報酬単価

(共同生活介護)

- ・ 入院期間が 3 日以上 122 単位／日（経過ケアホームを除く。）
- ・ 入院期間が 3 日以上 76 単位／日（経過ケアホームに限る。）

(共同生活援助)

- ・ 入院期間が 3 日以上 76 単位／日

※入院時支援特別加算との選択制とし、併給は不可とする。

○ 長期帰宅時支援加算

◇算定要件

- ・ 1 回の帰宅等について、3 ヶ月に限り算定する。
- ・ 一定の支援を行った場合に算定する。

◇報酬単価

(共同生活介護)

- ・ 帰宅期間が 3 日以上 40 単位／日（経過ケアホームを除く。）
- ・ 帰宅期間が 3 日以上 25 単位／日（経過ケアホームに限る。）

(共同生活援助)

- ・ 帰宅期間が 3 日以上 25 単位／日

※帰宅時支援加算との選択制とし、併給は不可とする。

上記(1)及び(2)については、入院時支援特別加算との選択により算定することとし、併給はできないものとする。また、併せて(1)及び(2)に係る入院時支援特別加算について、1,122単位を算定する入院日数要件を「当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。以下同じ。）の日数の合計が7日以上」から「当該月における入院期間の日数の合計が4日以上」に緩和する等の改正を行う。

上記(3)については、入院時支援特別加算（入院の場合）又は帰宅時支援加算（帰宅の場合）の選択により算定することとし、併給はできないものとする。また、併せて(3)に係る入院時支援特別加算について1,122単位、帰宅時支援加算について374単位を算定する入院等の日数要件を「当該月における入院期間（外泊の初日及び最終日を除く。以下同じ。）の日数の合計が7日以上」から「当該月における入院期間又は外泊期間の日数の合計が7日以上12日未満」（共同生活介護（経過的ケアホームを除く。））、「当該月における入院期間又は外泊期間の日数の合計が17日未満」（共同生活介護（経過的ケアホームのみ）、共同生活援助）とする改正を行う。

4. 就労継続支援B型の事業を行う事業者への報酬の加算等

(1) 就労継続支援B型サービス費（I）の算定要件の緩和

特定旧法指定施設における就労継続支援B型サービス費（I）の算定の要件である利用者全体に占める障害基礎年金1級受給者の割合について、「100分の20以上」を「100分の10以上」とする。

(2) 日標工賃達成加算の算定要件の緩和

就労継続支援B型の事業を行う事業者について、現行の日標工賃達成加算に加え、以下の①から③までのいずれにも該当する場合にも報酬を加算する。

- ① 前年度の平均工賃が各都道府県の事業種別平均工賃の100分の80に相当する額を超えていること
- ② 各都道府県が「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する事業に積極的に参加し、「工賃引上げ計画」を作成していること
- ③ 前年度の平均工賃が前々年度の平均工賃を上回っていること

5. ケアホームにおいて特例的にホームヘルプを利用できる者の範囲の拡大

障害程度区分4以上の者で以下の①及び②の要件を満たすものについては、現行の対象者に加え、ケアホームにおいて居宅介護（身体介護に限る。）を利用できることとする（平成21年3月31日までの時限措置）。

- ① ケアホームの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置づけられていること
- ② ケアホームでのホームヘルプサービス利用について市町村が必要性を認める

こと

※ ホームヘルプサービスの支給決定は、入浴、食事、排泄、衣服着脱等の身体介護のスポット支援であること。

※ ホームヘルプサービスの支給決定にあたり、必要に応じて、市町村審査会又は地域自立支援協議会に意見を聞くことができる。

また、上記特例を利用する場合の国庫負担基準を定める。

※ 現行の対象者については、現行どおりの取扱いとする。

6. 小規模作業所の法定事業への移行に係る基準の見直し

小規模作業所又は地域活動支援センターが、「都道府県知事が、将来的にも利用者の確保の見込みがないと認めた地域」において障害福祉サービス事業を行う場合に、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る定員要件を 20 名から 10 名に緩和する（平成 24 年 3 月 31 日までの時限措置）。

7. その他

（1）通院介助の範囲の拡大

給付の対象となる移動の範囲について、「公的手続及び相談のために訪れる官公署」まで拡大する。

（2）行動援護の対象者の拡大

行動援護の対象者に係る要件について、行動援護判定基準「10 点以上」を「8 点以上」とする。

（3）従たる事業所の設置

児童デイサービス、障害者支援施設及び地域活動支援センターについて、従たる事業所を設置し、一体的に管理・運営することを可能とする。

（4）小規模加算の見直し

平成 21 年 3 月 31 日までの時限措置とされている共同生活介護及び共同生活援助に係る小規模事業加算並びに共同生活介護に係る小規模事業夜間支援体制加算の報酬単価について、平成 20 年度は平成 19 年度の 2 分の 1 とされているものを見直し、平成 19 年度と同額とする。

また、小規模事業加算について、複数の共同生活住居の利用者の日常生活上の支援を行う上で支障がない範囲（個々の共同生活住居間を概ね 10 分程度で移動できる範囲）にある場合についても、個々の共同生活住居ごとの入居定員により算定することを可能とする。

<施行日>

平成 20 年 4 月 1 日

=====

2 緊急措置に係る利用者負担の見直しについて（平成 20 年 7 月 1 日施行）

緊急措置に係る利用者負担の見直しの内容については、平成 20 年 1 月 17 日の厚生労働関係部局長会議において既にお示ししているところではあるが、平成 20 年 7 月 1 日の施行を予定していることから、政省令改正に係る詳細な内容については、4 月中を目途にお示しすることを予定しているので、あらかじめ御承知をお願いしたい。

また、利用者負担の見直しにおいて、「世帯の範囲の見直し」を行うこととしているが、これに関し、主な留意点は以下のとおりであるので御留意いただきたい。

- ① 利用者負担に係る軽減措置の適用の可否を判断する「資産要件」についても、本人と主たる生計維持者である配偶者の資産のみを対象とする、
- ② 「補装具費」の支給基準及び負担上限月額を算定する際の所得段階区分についても、本人と配偶者のみの所得で判断する、
- ③ 高額障害福祉サービス費の支給に係る「世帯合算の範囲」についても、本人と配偶者のみを対象とする。

通所サービスに係る報酬単価(案)

(平成20年4月以降)

【障害者】

- 新体系事業…………… 二 ～ 五頁
- 旧体系事業…………… 六 ～ 九頁

【障害児】

- 障害児施設…………… 十 ～ 十一頁

通所サービスに係る報酬単価の見直し

趣 旨

- 1 障害者自立支援法においては、利用者本位のサービス提供を行う観点から、利用者が自らサービスを選択し、複数のサービスを組み合わせて利用することができるよう、サービスの利用実績に応じて報酬を支払う「日額払い方式」としている。
- 2 「日額払い方式」の下、報酬単価の設定に当たり、利用率を加味して一定の欠員等にも配慮するとともに、支援等に応じた加算措置を設けるほか、平成20年度までの間、従前の報酬額の9割を保障する激変緩和措置を実施しているところであるが、依然として事業運営に不安を訴える意見もある。

事業者の経営基盤の強化を図る
更なる措置を実施

内 容

日額払い方式の影響が大きい通所サービス[障害者、障害児の双方を含む(※)。]について、報酬単価の設定に係る「利用率」を見直すことにより、本体報酬の単価を4.6%引き上げる。

※ 児童デイサービス事業については、支援費制度においても1日あたりの単価により報酬を算定していたことから、今回の利用率の見直しの対象とはならない。

※ 通所による本体報酬のみを対象とするため、自立訓練の中でも宿泊型自立訓練及び訪問型の自立訓練の本体報酬は引き上げの対象としない。

【生活介護】

		現行	新
イ 生活介護サービス費(Ⅰ)	(1) 定員40人以下	(1,262単位)	(1,320単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(1,232単位)	(1,288単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(1,177単位)	(1,231単位)
	(4) 定員81人以上	(1,162単位)	(1,215単位)
ロ 生活介護サービス費(Ⅱ)	(1) 定員40人以下	(1,119単位)	(1,170単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(1,088単位)	(1,138単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(1,043単位)	(1,090単位)
	(4) 定員81人以上	(1,029単位)	(1,076単位)
ハ 生活介護サービス費(Ⅲ)	(1) 定員40人以下	(955単位)	(998単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(924単位)	(966単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(891単位)	(931単位)
	(4) 定員81人以上	(877単位)	(917単位)
ニ 生活介護サービス費(Ⅳ)	(1) 定員40人以下	(846単位)	(884単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(817単位)	(854単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(789単位)	(825単位)
	(4) 定員81人以上	(776単位)	(811単位)
ホ 生活介護サービス費(Ⅴ)	(1) 定員40人以下	(770単位)	(805単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(736単位)	(769単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(718単位)	(751単位)
	(4) 定員81人以上	(704単位)	(736単位)
ヘ 生活介護サービス費(Ⅵ)	(1) 定員40人以下	(696単位)	(728単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(667単位)	(697単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(645単位)	(674単位)
	(4) 定員81人以上	(633単位)	(662単位)
ト 生活介護サービス費(Ⅶ)	(1) 定員40人以下	(650単位)	(679単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(618単位)	(646単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(601単位)	(628単位)
	(4) 定員81人以上	(588単位)	(615単位)
チ 生活介護サービス費(Ⅷ)	(1) 定員40人以下	(606単位)	(633単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(578単位)	(604単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(564単位)	(589単位)
	(4) 定員81人以上	(551単位)	(576単位)
リ 生活介護サービス費(Ⅸ)	(1) 定員40人以下	(577単位)	(603単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(546単位)	(571単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(533単位)	(557単位)
	(4) 定員81人以上	(522単位)	(546単位)
ヌ 生活介護サービス費(Ⅹ)	(1) 定員40人以下	(547単位)	(572単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(515単位)	(538単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(510単位)	(533単位)
	(4) 定員81人以上	(496単位)	(518単位)
ル 生活介護サービス費(Ⅺ)	(1) 定員40人以下	(502単位)	(525単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(473単位)	(494単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(460単位)	(481単位)
	(4) 定員81人以上	(446単位)	(466単位)
ヲ 基準該当生活介護サービス費		(696単位)	(728単位)

【自立訓練(機能訓練)】

		現行	新
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員40人以下	(639単位)	(668単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(608単位)	(635単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(583単位)	(609単位)
	(4) 定員81人以上	(547単位)	(572単位)
ハ 基準該当機能訓練サービス費		(639単位)	(668単位)

【自立訓練(生活訓練)】

		現行	新
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員40人以下	(639単位)	(668単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(608単位)	(635単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(583単位)	(609単位)
	(4) 定員81人以上	(547単位)	(572単位)
二 基準該当生活訓練サービス費		(639単位)	(668単位)

III

【就労移行支援】

		現行	新
イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(736単位)	(769単位)
	(2)定員41人以上60人以下	(705単位)	(737単位)
	(3)定員61人以上80人以下	(663単位)	(693単位)
	(4)定員81人以上	(629単位)	(657単位)

【就労移行支援(養成施設)】

		現行	新
ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(456単位)	(476単位)
	(2)定員41人以上60人以下	(427単位)	(446単位)
	(3)定員61人以上80人以下	(416単位)	(435単位)
	(4)定員81人以上	(403単位)	(421単位)

㊤

【就労継続支援A型】

	現行	新
イ 定員40人以下	(460単位)	(481単位)
ロ 定員41人以上60人以下	(429単位)	(448単位)
ハ 定員61人以上80人以下	(420単位)	(439単位)
ニ 定員81人以上	(406単位)	(424単位)

【就労継続支援B型】

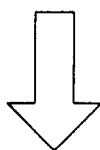
		現行	新
イ 就労継続支援B型 サービス費(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(504単位)	(527単位)
	(2)定員41人以上60人以下	(473単位)	(494単位)
	(3)定員61人以上80人以下	(464単位)	(485単位)
	(4)定員81人以上	(450単位)	(470単位)
ロ 就労継続支援B型 サービス費(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(460単位)	(481単位)
	(2)定員41人以上60人以下	(429単位)	(448単位)
	(3)定員61人以上80人以下	(420単位)	(439単位)
	(4)定員81人以上	(406単位)	(424単位)
ハ 基準該当就労継続 支援B型サービス費(注)		(—)	(—)

5

(注) 基準該当就労継続支援B型サービス費の報酬算定式

【現行】

(保護施設事務費)÷22÷0.945÷10)+23



【新】

{ (保護施設事務費)÷22÷0.945÷10)+23 } ×1.046

【旧身体障害者通所更生施設】

				現行	新
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(403単位)	(421単位)
			b 区分B	(394単位)	(412単位)
			c 区分C	(384単位)	(401単位)
		(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(551単位)	(576単位)
			b 区分B	(514単位)	(537単位)
			c 区分C	(477単位)	(498単位)
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		(420単位)	(439単位)
ロ 旧指定内部障害者更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(403単位)	(421単位)
			b 区分B	(394単位)	(412単位)
			c 区分C	(384単位)	(401単位)
		(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(551単位)	(576単位)
			b 区分B	(514単位)	(537単位)
			c 区分C	(477単位)	(498単位)
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		(420単位)	(439単位)

【旧身体障害者通所療護施設】

				現行	新
ロ 通所による指定旧法施設支援を行う場合	(1)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員4人以下	a 区分A	(738単位)	(771単位)
			b 区分B	(715単位)	(747単位)
			c 区分C	(692単位)	(723単位)
		(二)定員5人以上10人以下	a 区分A	(1,226単位)	(1,282単位)
			b 区分B	(1,216単位)	(1,271単位)
			c 区分C	(1,207単位)	(1,262単位)
		(三)定員11人以上20人以下	a 区分A	(871単位)	(911単位)
			b 区分B	(866単位)	(905単位)
			c 区分C	(861単位)	(900単位)
	(2)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)区分A		(939単位)	(982単位)
		(二)区分B		(865単位)	(904単位)
		(三)区分C		(791単位)	(827単位)
	(3)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		(420単位)	(439単位)	

長

【旧身体障害者通所授産施設】

					現行	新	
イ 旧指定 特定身体 障害者入 所授産施 設	(2)通所に よる指定 施旧法設 支援を行う 場合	(一)身体障害者に対する指定 旧法施設支援を行う場合	a b以外の場合	i 区分A	(403単位)	(421単位)	
				ii 区分B	(394単位)	(412単位)	
				iii 区分C	(384単位)	(401単位)	
			b 分場において行う場合	i 区分A	(514単位)	(537単位)	
				ii 区分B	(475単位)	(496単位)	
				iii 区分C	(436単位)	(456単位)	
		(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(551単位)	(576単位)		
			b 区分B	(514単位)	(537単位)		
			c 区分C	(477単位)	(498単位)		
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合				(420単位)	(439単位)
ロ 旧指定 特定身体 障害者通 所授産施 設	(1)(2)以 外の場合	(一)身体障害者に対する指定 旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A	(693単位)	(724単位)	
				ii 区分B	(656単位)	(686単位)	
				iii 区分C	(579単位)	(605単位)	
			b 定員21人以上40人以下	i 区分A	(543単位)	(567単位)	
				ii 区分B	(519単位)	(542単位)	
				iii 区分C	(494単位)	(516単位)	
			c 定員41人以上60人以下	i 区分A	(433単位)	(452単位)	
				ii 区分B	(418単位)	(437単位)	
				iii 区分C	(387単位)	(404単位)	
			d 定員61人以上	i 区分A	(373単位)	(390単位)	
				ii 区分B	(362単位)	(378単位)	
				iii 区分C	(340単位)	(355単位)	
		(二)知的障害者に対する指定 旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A	(939単位)	(982単位)	
				ii 区分B	(865単位)	(904単位)	
				iii 区分C	(791単位)	(827単位)	
			b 定員21人以上40人以下	i 区分A	(727単位)	(760単位)	
				ii 区分B	(677単位)	(708単位)	
				iii 区分C	(628単位)	(656単位)	
			c 定員41人以上60人以下	i 区分A	(601単位)	(628単位)	
				ii 区分B	(571単位)	(597単位)	
				iii 区分C	(542単位)	(566単位)	
			d 定員61人以上	i 区分A	(508単位)	(531単位)	
				ii 区分B	(487単位)	(509単位)	
				iii 区分C	(466単位)	(487単位)	
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合				(420単位)	(439単位)
		(2)分場 において行 う場合	(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(514単位)	(537単位)	
				b 区分B	(475単位)	(496単位)	
				c 区分C	(436単位)	(456単位)	
			(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(551単位)	(576単位)	
				b 区分B	(514単位)	(537単位)	
				c 区分C	(477単位)	(498単位)	
			(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合				(420単位)

【旧知的障害者通所更生施設】

				現行	新		
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(551単位)	(576単位)		
			b 区分B	(514単位)	(537単位)		
			c 区分C	(477単位)	(498単位)		
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(403単位)	(421単位)		
			b 区分B	(394単位)	(412単位)		
			c 区分C	(384単位)	(401単位)		
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			(420単位)	(439単位)	
ロ 旧指定知的障害者通所更生施設	(1)(2)以外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A	(899単位)	(940単位)	
				ii 区分B	(827単位)	(865単位)	
				iii 区分C	(719単位)	(752単位)	
			b 定員21人以上40人以下	i 区分A	(700単位)	(732単位)	
				ii 区分B	(652単位)	(681単位)	
				iii 区分C	(555単位)	(580単位)	
			c 定員41人以上60人以下	i 区分A	(585単位)	(611単位)	
				ii 区分B	(557単位)	(582単位)	
				iii 区分C	(499単位)	(521単位)	
			d 定員61人以上	i 区分A	(497単位)	(519単位)	
				ii 区分B	(476単位)	(497単位)	
				iii 区分C	(435単位)	(455単位)	
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A	(693単位)	(724単位)	
				ii 区分B	(656単位)	(686単位)	
				iii 区分C	(579単位)	(605単位)	
			b 定員21人以上40人以下	i 区分A	(543単位)	(567単位)	
				ii 区分B	(519単位)	(542単位)	
				iii 区分C	(494単位)	(516単位)	
			c 定員41人以上60人以下	i 区分A	(433単位)	(452単位)	
				ii 区分B	(418単位)	(437単位)	
				iii 区分C	(387単位)	(404単位)	
			d 定員61人以上	i 区分A	(373単位)	(390単位)	
				ii 区分B	(362単位)	(378単位)	
				iii 区分C	(340単位)	(355単位)	
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			(420単位)	(439単位)	
		(2)分場において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(551単位)	(576単位)	
				b 区分B	(514単位)	(537単位)	
				c 区分C	(477単位)	(498単位)	
			(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(514単位)	(537単位)	
				b 区分B	(475単位)	(496単位)	
				c 区分C	(436単位)	(456単位)	
			(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			(420単位)	(439単位)

【旧知的障害者通所授産施設】

				現行	新
イ 旧指定 特定知的 障害者入 所授産施 設	(2)通所に よる指定 旧法施設 支援を行う 場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(551単位)	(576単位)
			b 区分B	(514単位)	(537単位)
			c 区分C	(477単位)	(498単位)
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a b以外の場合	i 区分A	(403単位)
				ii 区分B	(394単位)
				iii 区分C	(384単位)
			b 分場において行う場合	i 区分A	(514単位)
				ii 区分B	(475単位)
				iii 区分C	(436単位)
			(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(420単位)	(439単位)
ロ 旧指定 特定知的 障害者通 所授産施 設	(1)(2)以 外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A	(939単位)
				ii 区分B	(865単位)
				iii 区分C	(791単位)
			b 定員21人以上40人以下	i 区分A	(727単位)
				ii 区分B	(677単位)
				iii 区分C	(628単位)
			c 定員41人以上60人以下	i 区分A	(601単位)
				ii 区分B	(571単位)
				iii 区分C	(542単位)
			d 定員61人以上	i 区分A	(508単位)
				ii 区分B	(487単位)
				iii 区分C	(466単位)
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A	(693単位)
				ii 区分B	(656単位)
				iii 区分C	(579単位)
			b 定員21人以上40人以下	i 区分A	(543単位)
				ii 区分B	(519単位)
				iii 区分C	(494単位)
			c 定員41人以上60人以下	i 区分A	(433単位)
				ii 区分B	(418単位)
				iii 区分C	(387単位)
			d 定員61人以上	i 区分A	(373単位)
				ii 区分B	(362単位)
				iii 区分C	(340単位)
			(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(420単位)	(439単位)
	(2)分場に おいて行う 場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(551単位)	(576単位)
			b 区分B	(514単位)	(537単位)
			c 区分C	(477単位)	(498単位)
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(514単位)	(537単位)
			b 区分B	(475単位)	(496単位)
			c 区分C	(436単位)	(456単位)
			(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(420単位)	(439単位)

【知的障害児通園施設】

		現行	新
知的障害児の場合	(1) 定員30人以下	(634単位)	(663単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(581単位)	(607単位)
	(3) 定員41人以上50人以	(526単位)	(550単位)
	(4) 定員51人以上60人以	(475単位)	(496単位)
	(5) 定員61人以上70人以	(456単位)	(476単位)
	(6) 定員71人以上80人以	(437単位)	(457単位)
	(7) 定員81人以上	(417単位)	(436単位)
肢体不自由児の場合	(1) 定員30人以下	(634単位)	(663単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(581単位)	(607単位)
	(3) 定員41人以上50人以	(526単位)	(550単位)
	(4) 定員51人以上60人以	(475単位)	(496単位)
	(5) 定員61人以上70人以	(456単位)	(476単位)
	(6) 定員71人以上80人以	(437単位)	(457単位)
	(7) 定員81人以上	(417単位)	(436単位)
難聴幼児の場合	(1) 定員30人以下	(975単位)	(1,019単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(896単位)	(937単位)
	(3) 定員41人以上	(817単位)	(854単位)
幼児加算（知的障害児及び肢体不自由児の場合のみ対象）		(253単位)	(264単位)

+

【難聴幼児通園施設】

		現行	新
難聴幼児の場合	(1) 定員30人以下	(975単位)	(1,019単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(896単位)	(937単位)
	(3) 定員41人以上	(817単位)	(854単位)
知的障害児の場合	(1) 定員30人以下	(634単位)	(663単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(581単位)	(607単位)
	(3) 定員41人以上50人以	(526単位)	(550単位)
	(4) 定員51人以上60人以	(475単位)	(496単位)
	(5) 定員61人以上70人以	(456単位)	(476単位)
	(6) 定員71人以上80人以	(437単位)	(457単位)
	(7) 定員81人以上	(417単位)	(436単位)
肢体不自由児の場合	(1) 定員30人以下	(634単位)	(663単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(581単位)	(607単位)
	(3) 定員41人以上50人以	(526単位)	(550単位)
	(4) 定員51人以上60人以	(475単位)	(496単位)
	(5) 定員61人以上70人以	(456単位)	(476単位)
	(6) 定員71人以上80人以	(437単位)	(457単位)
	(7) 定員81人以上	(417単位)	(436単位)
幼児加算（知的障害児及び肢体不自由児の場合のみ対象）		(253単位)	(264単位)

【肢体不自由児施設（通所）】

		現行	新
肢体不自由児の場合		(303単位)	(316単位)
知的障害児の場合	(1) 定員30人以下	(634単位)	(663単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(581単位)	(607単位)
	(3) 定員41人以上50人以	(526単位)	(550単位)
	(4) 定員51人以上60人以	(475単位)	(496単位)
	(5) 定員61人以上70人以	(456単位)	(476単位)
	(6) 定員71人以上80人以	(437単位)	(457単位)
	(7) 定員81人以上	(417単位)	(436単位)
難聴幼児の場合	(1) 定員30人以下	(975単位)	(1,019単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(896単位)	(937単位)
	(3) 定員41人以上	(817単位)	(854単位)
幼児加算（知的障害児の場合のみ対象）		(253単位)	(264単位)

【肢体不自由児通園施設】

		現行	新
肢体不自由児の場合		(303単位)	(316単位)
知的障害児の場合	(1) 定員30人以下	(634単位)	(663単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(581単位)	(607単位)
	(3) 定員41人以上50人以	(526単位)	(550単位)
	(4) 定員51人以上60人以	(475単位)	(496単位)
	(5) 定員61人以上70人以	(456単位)	(476単位)
	(6) 定員71人以上80人以	(437単位)	(457単位)
	(7) 定員81人以上	(417単位)	(436単位)
難聴幼児の場合	(1) 定員30人以下	(975単位)	(1,019単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(896単位)	(937単位)
	(3) 定員41人以上	(817単位)	(854単位)
幼児加算（知的障害児の場合のみ対象）		(253単位)	(264単位)

通所サービスにおける定員を超えた受入の更なる弾力化

◎ 次のいずれかに該当するまでは、定員を超えて受け入れることを可能とする（定員超過利用減算を行わない）。

(1) 過去3ヶ月間の利用実績による取扱い

過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数を超えること

※ ただし、定員11人以下の場合は、過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超えること

(2) 1日当たりの利用実績による取扱い

① 定員50人以下の場合：定員の150%を超えること

② 定員51人以上の場合：定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えた数を超えること

※ 定員超過利用を120%から150%に緩和することにより、全ての施設において毎日3人以上の定員を超えた受入が可能となることから、1日当たりの利用者数については、小規模施設に対する特例措置は設けない。

入院・外泊時支援の拡充について

居住系サービスに係る入院・外泊時支援の拡充

- 居住系サービスの利用者が入院・外泊した際、一定の支援を実施した場合に障害福祉サービス費用等を支払う措置について、更に拡充する。

(1) 施設入所支援・旧法施設支援(通所を除く。)

入院・外泊時加算が算定できる8日を超える入院・外泊について、一定の支援を行った場合に新たに日額の加算を算定することができる仕組みとする。

(2) 障害児施設支援(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設に限る。)

入院・外泊時加算が算定できる12日を超える入院・外泊について、一定の支援を行った場合に新たに日額の加算を算定することができる仕組みとする。

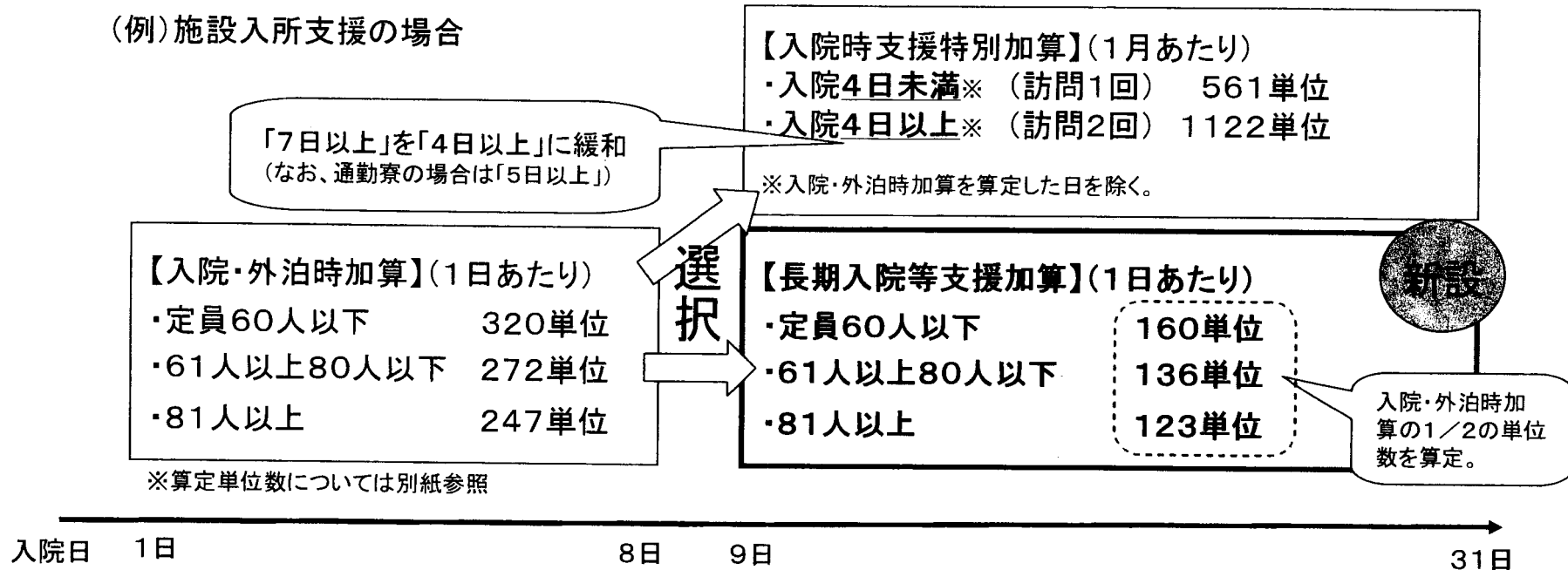
(3) 共同生活介護・共同生活援助

利用者の入院時や帰宅時の支援を行った場合に、新たに日額の加算をすることができる仕組みとする。

入所施設における入院時の支援について

- 現行の入院・外泊時加算が算定できる8日（障害児施設支援については12日）を超える入院等について、一定の支援を行った場合に新たに日額の加算を算定する。

（例）施設入所支援の場合



【算定要件】

- 1回の入院等について、3か月に限り算定する。
- 一定の支援を行った場合に算定できることとする。
- 1月及び1回の入院中については、入院時支援特別加算との併給はできないこととする。
- 入院だけでなく、外泊も対象とする。

長期入院等支援加算(新加算)の単位数について

- 長期入院等支援加算の単位数は、入院・外泊時加算の1/2の単位数とし、施設ごとに次のように設定する。
- ただし、通勤寮は元々単価が低いので、入院・外泊時加算と同じ単位数とする。

	定員	入院・外泊時 加算の単位数	新加算の単位数 ※入院・外泊時加算の 1/2
障害者支援施設	～60	320	160
	61～80	272	136
	81～	247	123
身体障害者更生施設 (内部障害者更生施設以外)	～40	320	160
	41～60	320	160
	61～90	276	138
	91～	238	119
(内部障害者更生施設)	～40	320	160
	41～60	320	160
	61～90	280	140
	91～	244	122
身体障害者療護施設	10	320	160
	11～20	320	160
	30～40	320	160
	41～60	320	160
	61～90	314	157
	91～	282	141
身体障害者授産施設	～40	320	160
	41～60	320	160
	61～90	274	137
	91～	229	114
知的障害者入所更生施設	10	320	160
	11～20	320	160
	30～40	320	160
	41～60	320	160
	61～90	288	144
	91～	252	126
知的障害者入所授産施設	～40	320	160
	41～60	320	160
	61～90	283	141
	91～	246	123
知的障害児施設等 (知的障害児施設、第二種自閉症児 施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体 不自由児療護施設)	～60	320	160
	61～90	288	144
	91～	252	126
知的障害者通勤寮		122	122

グループホーム・ケアホームにおける入院・帰宅時等の支援について

- グループホーム・ケアホームについて、利用者の入院時に支援を行った場合や帰宅時の支援を行った場合に加算を算定しているところであるが、新たに、一定の支援を行った場合に日額の加算を創設する。(現行の加算との選択とし併給不可)

【入院時の取扱い】

【入院時支援特別加算】(1月あたり)
 ・入院期間3日～6日 561単位
 ・入院期間7日以上 1122単位



【入院時支援特別加算】(1月あたり)

- ・入院期間3日～6日 561単位
- ・入院期間7日～11日 1122単位(※1)
- ・入院期間7日～16日 1122単位(※2)

(※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過ケアホーム含む。)

【長期入院時支援特別加算】(1日あたり)

- ・入院期間3日以上(訪問:概ね週1回)
- ケアホーム 122単位
- グループホーム 76単位(※)

(※)経過ケアホームは76単位

いずれかを選択

【帰宅時の取扱い】

【帰宅時支援加算】(1月あたり)
 ・帰宅期間3日～6日 187単位
 ・帰宅期間7日以上 374単位



【帰宅時支援加算】(1月あたり)

- ・帰宅期間3日～6日 187単位
- ・帰宅期間7日～11日 374単位(※1)
- ・帰宅期間7日～16日 374単位(※2)

(※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過ケアホーム含む)

【長期帰宅時支援加算】(1日あたり)

- ・帰宅期間3日以上
- ケアホーム 40単位
- グループホーム 25単位(※)

(※)経過ケアホームは25単位

いずれかを選択

グループホーム・ケアホームにおける入院・帰宅時等に係る加算の算定要件について

入院時支援特別加算

従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、病院等との連絡調整を行った場合に報酬を加算(月1回算定)

- ・入院期間 3日～6日(訪問1回以上) 561単位
- ・入院期間 7日以上(訪問2回以上) 1122単位

入院時支援特別加算

従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、病院等との連絡調整を行った場合に報酬を加算。(月1回算定)

- 入院期間 3日～6日(訪問:1回以上) 561単位
 - 入院期間 7日～11日(訪問:2回以上) 1122単位(※1)
 - 入院期間 7日～16日(訪問:2回以上) 1122単位(※2)
- (※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む。)

長期入院時支援特別加算(新設)

従業者が病院又は診療所を訪問し、長期入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、病院等との連絡調整を行った場合に報酬を加算。

- ・入院期間 3日以上(訪問:概ね週1回上)122単位/日(※1)
 - ・入院期間 3日以上(訪問:概ね週1回上) 76単位/日(※2)
- (※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む)

いずれかを選択

帰宅時支援加算

家族等の居宅において外泊した場合であって、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に報酬を加算(月1回算定)

- ・外泊期間 3日～6日 187単位
- ・外泊期間 7日以上 374単位

帰宅時支援加算

家族等の居宅等において外泊した場合であって、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に報酬を加算(月1回算定)

- ・外泊期間 3日～6日 187単位
 - ・外泊期間 7日～11日 374単位(※1)
 - ・外泊期間 7日～16日 374単位(※2)
- (※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む)

長期帰宅時支援加算(新設)

家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に報酬を加算

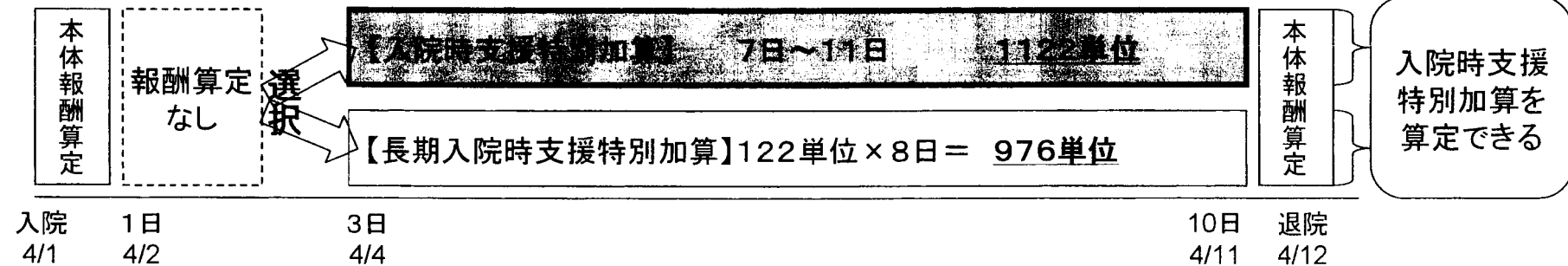
- ・外泊期間 3日以上 40単位/日(※1)
 - ・外泊期間 3日以上 25単位/日(※2)
- (※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む)

いずれかを選択

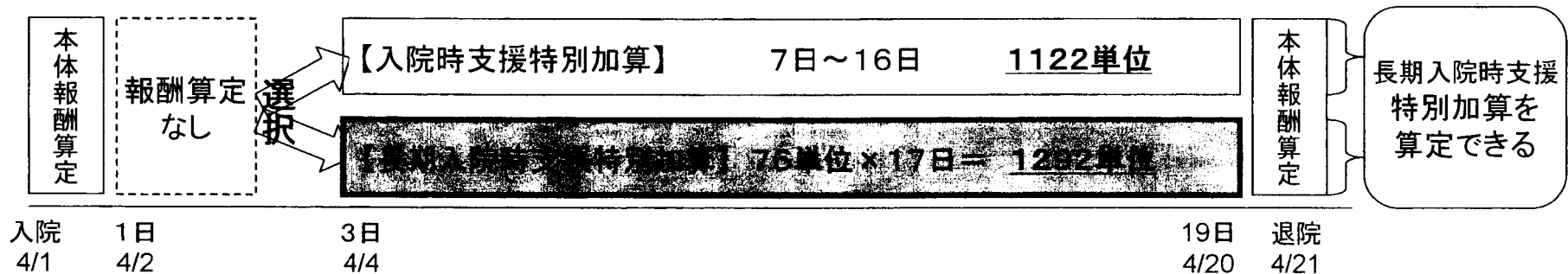
グループホーム・ケアホームにおける入院・帰宅時に係る加算の算定(例)

帰宅時支援加算の算定方法は、入院時支援特別加算の算定方法と同じ

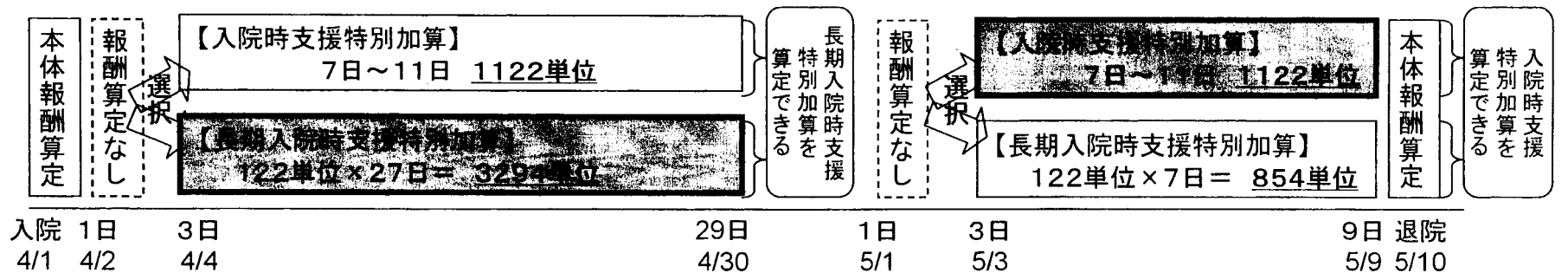
【入院期間が4月1日から12日の場合(ケアホーム)】



【入院期間が4月1日から21日の場合(グループホーム)】



【入院期間が4月1日から5月10日の場合(ケアホーム)】



(注) 入院日数は連続している必要はない

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) の算定要件の緩和

特定旧法指定施設を利用していた重度障害者について、新体系移行後、利用者にとってふさわしい支援サービスに移行するまでの間、就労継続支援B型事業所での受入を継続するため、現行の就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)の算定要件を緩和する。

現行の算定要件

就労継続支援B型事業において

- ①利用者のうち障害基礎年金1級受給者が100分の50以上であること。
(平成21年度3月31日までの間、特定旧法指定施設にあつては**100分の20以上**)
- ②職業指導員及び生活指導員の配置が7.5:1以上であること。



改正後の算定要件

就労継続支援B型事業において

- ①利用者のうち障害基礎年金1級受給者が100分の50以上であること。
(平成21年度3月31日までの間、特定旧法指定施設にあつては**100分の10以上**)
- ②職業指導員及び生活指導員の配置が7.5:1以上であること。

【参考】就労継続支援B型報酬(1日あたり)

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)

(1)	利用定員が40人以下	527単位
(2)	利用定員が41人以上60人以下	494単位
(3)	利用定員が61人以上80人以下	485単位
(4)	利用定員が81人以上	470単位

就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)

(1)	利用定員が40人以下	481単位
(2)	利用定員が41人以上60人以下	448単位
(3)	利用定員が61人以上80人以下	439単位
(4)	利用定員が81人以上	424単位

目標工賃達成加算の算定要件の緩和

「工賃倍増5か年計画」を積極的に推進するため、目標工賃達成加算が、工賃水準の引上げにより一層有効なものとなるよう、新たに「目標工賃達成加算（Ⅱ）」を設ける。

1. 対象事業所 就労継続支援B型事業所

2. 算定要件

- ①前年度に、当該事業所の利用者に対して支払った工賃の平均額が、次のいずれにも該当すること。
- ア 前々年度の平均工賃額を超えていること。
 - イ 当該年度における各都道府県の事業種別平均工賃の100分の80に相当する額を超えていること。
- ②当該事業所が、各都道府県において取り組む「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する各事業に積極的に参加し、「工賃引上げ計画」を作成（予定を含む）していること。

【現 行】

	目標工賃達成加算
加算報酬	26単位
算定要件	「前年度平均工賃」>「前々年度平均工賃」
	前年度平均工賃が最低賃金の1/3以上
	「前年度平均工賃」>「事業所が設定した工賃の目標額」



【改正後】

目標工賃達成加算（Ⅰ）	目標工賃達成加算（Ⅱ）
26単位	10単位
「前年度平均工賃」>「前々年度平均工賃」	
前年度平均工賃が最低賃金の1/3以上	前年度平均工賃が各都道府県事業種別平均工賃の80%以上
「前年度平均工賃」>「事業所が設定した工賃の目標額」	「工賃倍増5か年計画」への積極的参加及び「工賃引上げ計画」の作成（予定を含む）

目標工賃達成加算の基準額算出 の変更について（案）

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月1日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において定める「目標工賃達成加算の要件」について、以下のように変更する。

【現 行】

目標工賃達成加算の要件

- ア 前年度の調整後の工賃実績(※1)が目標工賃以上であること。
- イ 原則として、前年度の調整後の工賃実績が前々年度の調整後の工賃実績以上であること(経済状況等により低下する場合(※2)を除く)。
- ウ 前年度の調整後の工賃実績が地域の最低賃金の3分の1(※3)以上であること。

※1 調整後の工賃実績

- (i) 新規利用者については、利用開始から1年に達するまでの間、工賃実績から除外することを可能とする。
- (ii) 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外する。

※2 同一都道府県内の8割の就労継続支援B型事業所の工賃実績が低下した場合は、同一都道府県内全ての事業者についてこの規定は適用しない。なお、これ以外の場合においても、個別の事業者にとって、原油価格、為替相場の変動が直接影響すること等により、年間の直接経費が10%以上上昇した場合等著しい変動が合った場合で、都道府県がやむを得ないものとして認めた場合はこの規定を適用しないこととする。

※3 (i) 時給の場合

調整後の工賃実績が前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1(円未満四捨五入)以上

(ii) 日給の場合

調整後の日給工賃実績を5(時間)で除して得た額が、前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1以上(1日当たりの利用時間が3時間以下の者の工賃は、工賃実績から除外する。)

(iii) 月給の場合

調整後の月給工賃実績を110(5時間×22日)で除して得た額が前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1以上



【改正案】

目標工賃達成加算(Ⅰ)の要件

- ア 前年度の工賃実績(※1)が目標工賃以上であること。
- イ 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること(経済状況等により低下する場合(※2)を除く)。
- ウ 前年度の工賃実績が地域の最低賃金の3分の1(※3)以上であること。

目標工賃達成加算(Ⅱ)の要件

- ア 「工賃倍増5か年計画」への積極的参加及び「工賃引上げ計画」の作成(予定を含む)。
- イ 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること(経済状況等により低下する場合を除く)。
- ウ 前年度の工賃実績が各都道府県の事業種別平均工賃の100分の80に相当する額以上であること。

※1 前年度の工賃実績

- (i) 前年度の工賃実績に基づくものとする。
- (ii) 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外する。

※2 同一都道府県内の8割の就労継続支援B型事業所の工賃実績が低下した場合は、同一都道府県内全ての事業者についてこの規定は適用しない。なお、これ以外の場合においても、個別の事業者にとって、原油価格、為替相場の変動が直接影響すること等により、年間の直接経費が10%以上上昇した場合等著しい変動が合った場合で、都道府県がやむを得ないものとして認めた場合はこの規定を適用しないこととする。

※3 (i) 時給の場合

前年度の工賃実績が前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1(円未満四捨五入)以上

(ii) 日給の場合

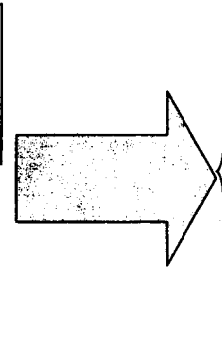
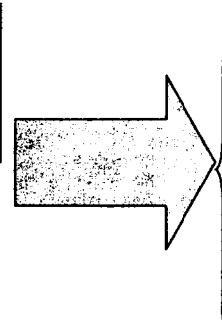
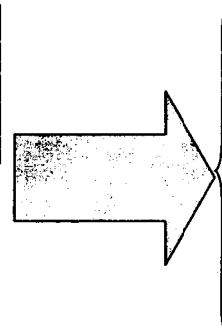
各事業所の前年度の工賃実績(時給)が、前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1以上

(iii) 月給の場合

(ii)に同じ

ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合の対象者の拡大について

ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合の対象者について、これまで障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者としていたものを、障害程度区分4以上、かつ、一定の要件を満たす者に対象者を拡大する。

対象者	障害程度区分4以上、かつ、 行動援護又は重度訪問介護 対象者		現行分	現行どおり
			拡大分	障害程度区分4以上、かつ、下記の要件を満たす者 ①ケアホームの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置づけられていること。 ②ケアホームでのホームヘルプサービス利用について市町村が必要性を認めること。
居宅介護の内容	居宅介護、重度訪問介護の 利用が可能		現行分	現行どおり
			拡大分	居宅介護(入浴、食事等の身体介護のスポット支援のみ)利用が可能
国庫負担基準	経過的ケアホーム入居者の行動援護又は 重度訪問介護対象者の各区分の国庫負担 基準額から、1,180単位/月を減額した単 位数を適用		現行分	現行どおり
			拡大分	経過的ケアホーム入居者の居宅介護 対象の各区分の国庫負担基準額から 1,180単位/月を減額した単位数を適用

ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合の対象者の拡大について(運用方法)

現行の対象者

【対象者】

障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者

【ケアホームの報酬及び加算】

- ・報酬については、障害程度区分(区分4～区分6)にかかわらず、区分2(210単位／日)の報酬単価を適用
 - ・加算については、小規模事業加算、自立生活支援加算、帰宅時支援加算、入院時支援特別加算、夜間支援体制加算、小規模事業夜間支援体制加算は適用
- (※)平成20年4月に新設される長期帰宅時支援加算、長期入院時支援特別加算は適用

【ケアホームの人員配置基準】

- ・個人単位でホームヘルプサービスを利用する者については、生活支援員の配置基準の適用外とする。
- ・サービス管理責任者については、配置基準の対象とし、個別支援計画の作成を義務づける。

【国庫負担基準】

- ・現行の経過的ケアホーム入居者の行動援護又は重度訪問介護対象者の各区分(区分4～区分6)の国庫負担基準額から、1,180単位／月を減額した単位数を適用
- ※障害程度区分2のケアホームの報酬額と国庫負担基準額が重複する部分について、国庫負担基準額を減額

【期間】

平成19年4月1日から平成21年3月31日までの時限措置

上記の対象者に加え、一定要件を満たした者に、個人単位でのホームヘルプサービス(身体介護のみ)利用を認める。

今回の対象者の拡大

- 障害程度区分4以上の者のうち、入浴、食事の介護等、一時的に身体介護の個別支援が必要となる者に対して、下記の要件により、居宅介護(身体介護のスポット支援のみ)の利用を可能とする。

【対象者】

・障害程度区分4以上、かつ、下記の要件を満たす者

①ケアホームの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置づけられていること。

②ケアホームでのホームヘルプサービス利用について市町村が必要性を認めること。

※ ホームヘルプサービスの支給決定は、入浴、食事、排泄、衣服着脱等の身体介護のスポット支援であること。

※ ホームヘルプサービスの支給決定にあたり、必要に応じて、市町村審査会又は地域自立支援協議会に意見を聞くことができる。

【ケアホームの報酬及び加算】

・報酬については、障害程度区分(区分4～区分6)にかかわらず、区分2(210単位/日)の報酬単価を適用

・加算については、小規模事業加算、自立生活支援加算、帰宅時支援加算、入院時支援特別加算、長期帰宅時支援加算、長期入院時支援特別加算、夜間支援体制加算、小規模事業夜間支援体制加算は適用

【ケアホームの人員配置基準】

- ・個人単位でホームヘルプサービスを利用する者については、生活支援員の配置基準の適用外とする。
- ・サービス管理責任者については、配置基準の対象とし、個別支援計画の作成を義務づける。

【国庫負担基準】

・現行の経過的ケアホーム入居者の居宅介護対象者の各区分(区分4～区分6)の国庫負担基準額から、1,180単位/月を減額した単位数を適用

※障害程度区分2のケアホームの報酬額と国庫負担基準額が重複する部分について、国庫負担基準額を減額

【期間】

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの時限措置

※現行の対象者については、現行どおりの取り扱いとする。

ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプを利用する場合の 人員配置と評価の仕組み(対象者の拡大分)

○ 障害程度区分4以上、かつ、一定の要件を満たす者(※)については、下記のいずれかの報酬を選択できるものとする。

- ① 障害程度区分に応じたケアホームの単価(区分4:300単位/日、区分5:353単位/日、区分6:444単位/日)
- ② 当該ケアホームの単価(210単位/日) + 外部からのホームヘルプ利用(ホームヘルプとして支給決定を受ける。)

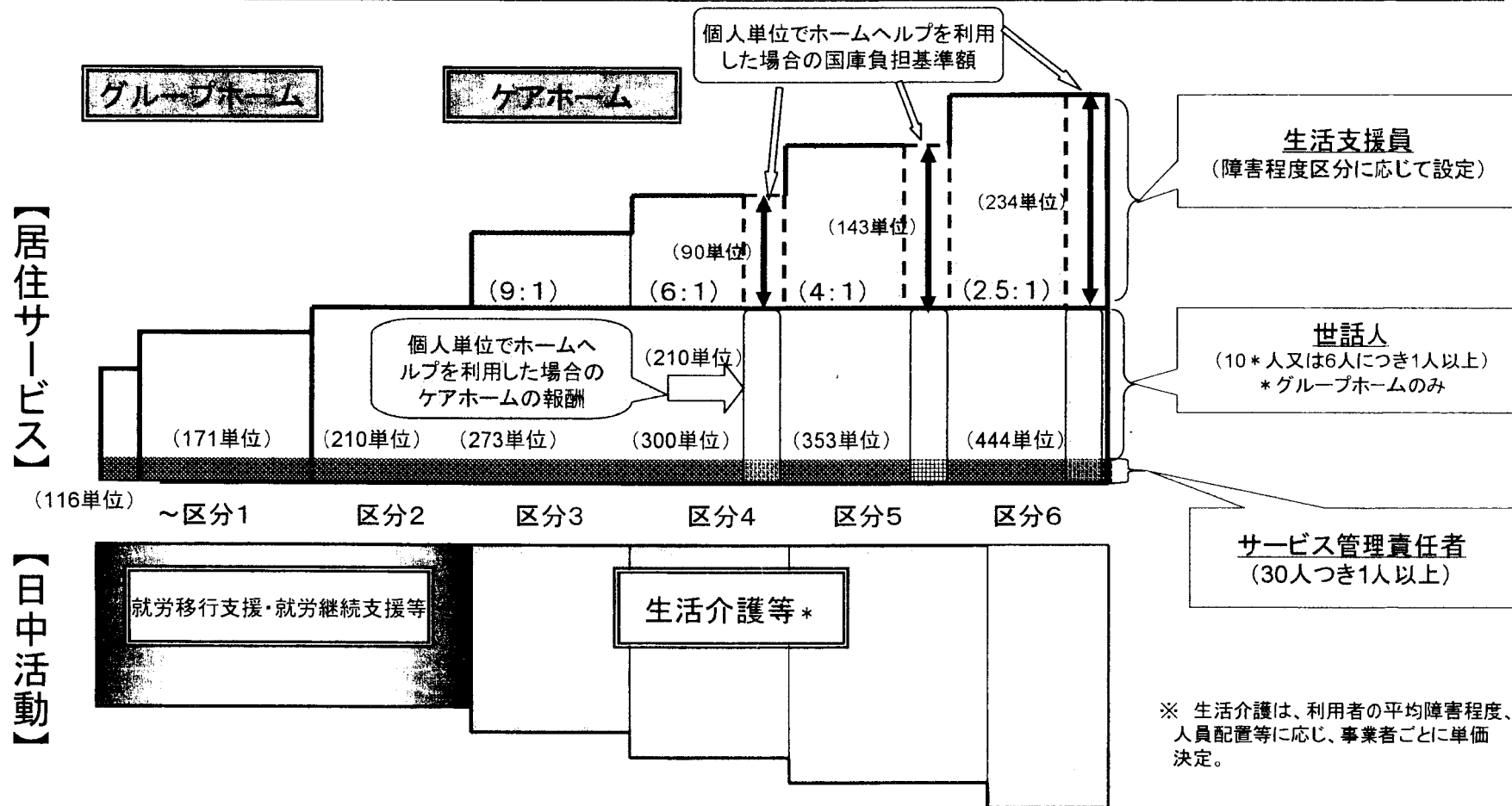
(※)一定に要件を満たす者

①ケアホームの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置づけられていること。

②ケアホームでのホームヘルプサービス利用について、市町村が必要性を認めること。

※ホームヘルプサービスの支給決定は、入浴、食事、排泄、衣服着脱等の身体介護のスポット支援であること。

※ホームヘルプサービスの支給決定にあたり、必要に応じて、市町村審査会又は地域自立支援協議会に意見を聞くことができる。



ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合の 対象者の拡大に係るQ&Aについて

Q1 今回、障害程度区分4以上であり、一定の要件を満たした者は、居宅介護の身体介護を利用できることとなったが、現行の対象者（障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者）についても、居宅介護の身体介護のみ利用可能なのか。

A 現行の対象者（障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者）については、現行どおりの取り扱いとする。

Q2 身体介護のスポット支援とは、どのような支援を想定しているのか。

A 身体介護のスポット支援については、次のような支援を想定している。

（例）

- 排泄・食事介助、清拭・入浴、身体整容、体位変換、移動・移乗介助、起床及び就寝介助、服薬介助等
- 利用者の行動を予測しながら危険を回避するための支援
- 利用者が適切な行動を選択できるための支援

（※）いずれの場合においても、一時的に個別支援が必要となる場合のみとする。

小規模作業所の移行促進のための定員要件の緩和について(案)

趣旨

- 小規模作業所の新体系サービスへの移行を促進するため、都道府県知事が一定の要件を満たすと認めた場合には、移行先である就労継続支援B型等の定員要件を20名から10名に緩和する。

具体的内容

【対象】

- ◎ 小規模作業所
地域活動支援センター

【定員要件を緩和する新体系サービス】

- ◎ 就労継続支援B型、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援

【緩和の要件】

- ◎ 都道府県知事が、将来的にも利用者の確保の見込みがないと認めた地域において事業を行うこと

※ 継続した安定的な事業の運営を確保するため、事業者としての指定を受ける際には、指定事業者としての義務(サービス提供拒否の禁止、会計の区分、サービス提供や会計に関する諸記録の整備等)を適切に履行すると認められることが必要。

【期間】

- ◎ 平成24年3月31日まで

居宅介護における通院介助の対象範囲の拡大について

【現行(通院介助)】

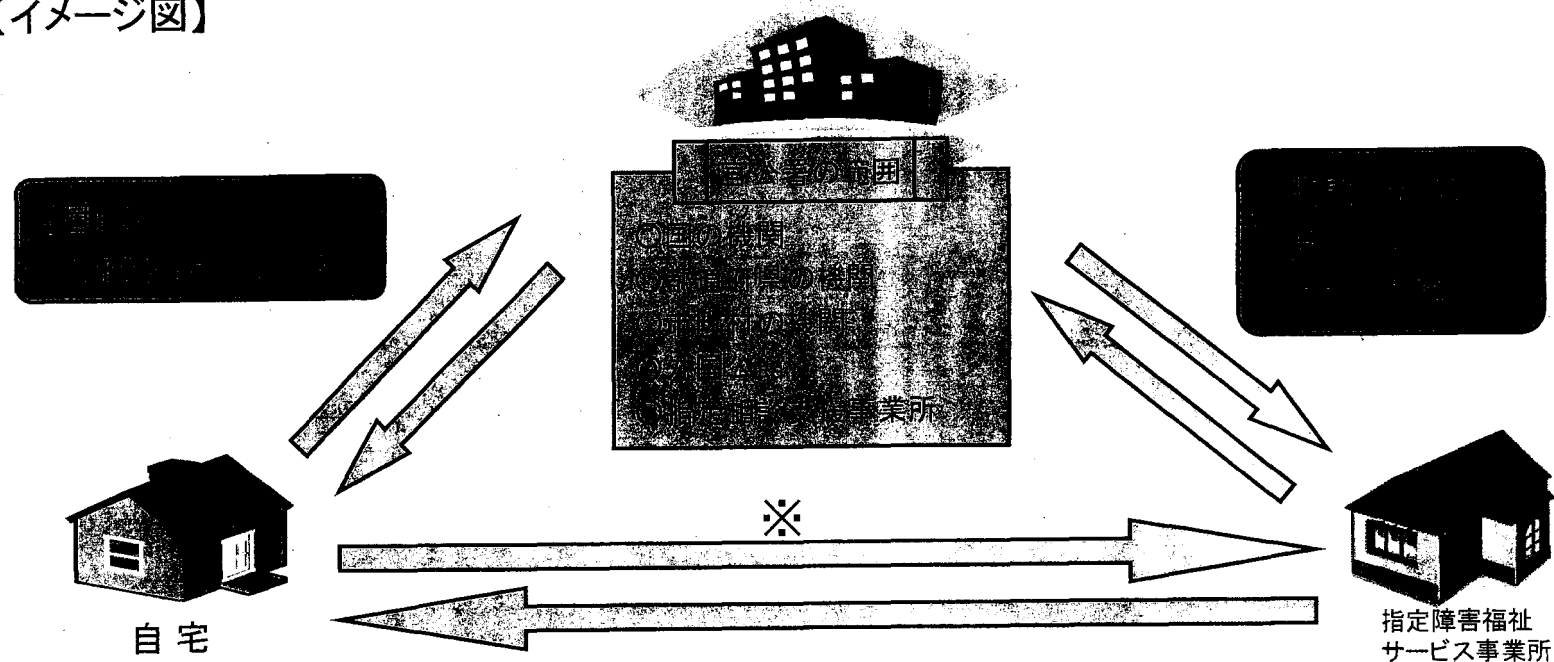
居宅介護利用者が病院等へ通院する場合の介助のみ対象。

【対象範囲の拡大(通院等介助)】

病院等へ通院する場合に加え、居宅介護利用者が、公的手続又は相談のために官公署を訪れる場合を対象として追加。

〔相談のために指定相談支援事業所を訪れる場合及び相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を含む。〕

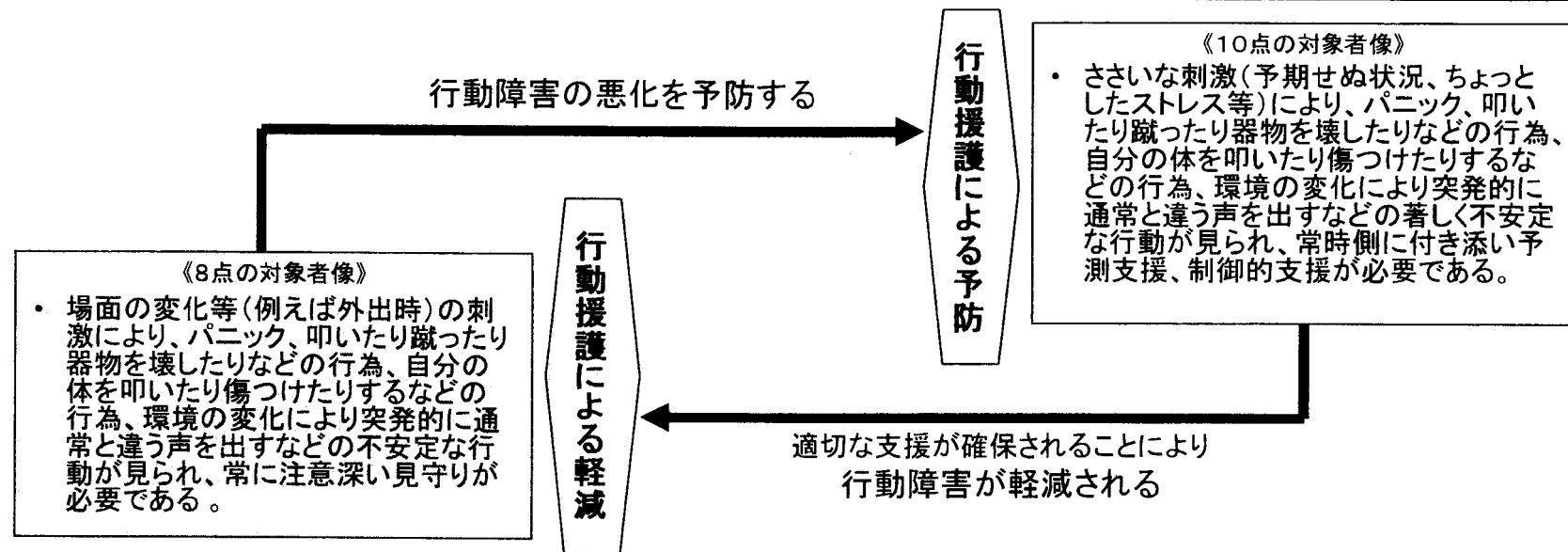
【イメージ図】



※ 相談の結果、見学のために指定障害福祉サービス事業所を紹介されたが、当日は当該事業所が閉所している等の理由により、翌日以降、当該事業所に見学に行く場合。なお、支給決定を受けて当該事業所によるサービスを利用する場合は除かれる。

行動援護の支援対象者の見直し(予防的措置)

- 目的:** 行動援護制度創設時には、強度行動障害のある者への支援をイメージし、支援対象者を認定調査項目の積み上げ点数10点以上としていたところであるが、行動援護の支援により10点以下となり支援を受けられなくなる者及び強度行動障害手前の者で行動援護の支援があることによって2次障害(強度行動障害)を防止することが可能な者も行動援護の支援対象者とし、強度行動障害とならないための予防的措置の実施を目的とする。
- 内容:** 認定調査項目の点数を10点以上から8点以上に引き下げる。



- 《期待される効果》**
- 適切な支援を受けることによって、行動障害を起こさない予防効果がある
 - 10点の者が適切な支援により行動障害が軽減され、10点未満になった場合も継続して支援が可能となり、予防効果が確認できる
 - 重い障害がある人の地域での安定した暮らしを支えることが出来る

小規模事業加算・小規模事業夜間支援体制加算の見直しについて

- グループホーム・ケアホームに係る小規模事業加算及び小規模事業夜間支援体制加算の報酬等について、平成19年度と同様の取り扱いとなるよう、見直しを行う。

小規模事業加算

報酬関係

- 小規模事業加算の平成20年4月1日からの単価について、平成19年度と同単価に見直す。
・平成20年4月1日からの新単価 4人定員－37単位／日、5人定員－14単位／日

対象範囲

- 複数の共同生活住居の利用者の日常生活上の支援を行う上で支障がない範囲にある場合についても個々の共同生活住居ごとの入居定員により、算定することができるように見直す。



定員：4人

(移動距離10分以内)



定員：4人

個々の共同生活住居ごとに専任の世話人が配置されている場合は、上記のようなケースであっても、それぞれの共同生活住居ごとに加算を算定することができる。

小規模事業夜間支援体制加算

報酬関係

【平成20年4月1日からの新単価】

- 小規模事業夜間支援体制加算の平成20年4月1日からの単価について、平成19年度と同単価に見直す。

	4人	5人	6人	7人	8人	9人
区分5・6	127単位/日	98単位/日	73単位/日	57単位/日	42単位/日	32単位/日
区分4	65単位/日	46単位/日	33単位/日	19単位/日	12単位/日	5単位/日
区分2・3	26単位/日	22単位/日	18単位/日	11単位/日	8単位/日	3単位/日

新体系事業の報酬体系について（案）

（平成 20 年 4 月以降）

I 訪問系サービス

1 居宅介護等の報酬基準	2
2 居宅介護等の国庫負担基準	6
3 短期入所の報酬基準	13

II 日中活動系サービス

1 生活介護	14
2 療養介護	15
3 自立訓練	16
4 就労移行支援	18
5 就労継続支援	19
6 児童デイサービス	21
7 各サービスに共通する事項	23

III 居住系サービス

1 施設入所支援	24
2 共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）	27
3 各サービスに共通する事項	32

IV 相談支援（サービス利用計画作成費）

1 支給対象者	33
2 報酬基準	33
3 国庫負担基準	34

I 訪問系サービス

1. 居宅介護等の報酬基準

短時間の集中的な提供（身体介護、家事援助）と長時間の滞在による提供（重度訪問介護、重度障害者等包括支援）といったサービス内容の実態に適した報酬基準とするとともに、特に重度の障害者の方々について配慮する。

〔身体介護、家事援助〕

- 短時間に集中的にサービス提供を行うことが期待される身体介護と家事援助については、30分単位の単価設定とするとともに、身体介護、家事援助それぞれについて1.5時間を基本とする報酬を設定する。
 - ・身体介護
 - ⇒ 1.5時間で580単位。なお、排泄に時間を要する者等への対応のため、30分当たり75単位とする（3時間まで）
 - ・家事援助
 - ⇒ 1.5時間で225単位。
- なお、市町村が特にやむを得ない事情があると判断した場合には、報酬基準時間（身体介護で3時間、家事援助で1.5時間）を超える部分につき、30分当たり70単位増とする。
- 従事者の資格要件については、短時間に集中して支援を行うという業務内容を踏まえて、1級又は2級ヘルパーを基本とする。なお、3級その他の者（支援費制度において身体介護、家事援助又は日常生活支援に係る業務に従事した経験を有する者）がサービス提供を行った場合には、身体介護で30%、家事援助で10%の減算を行う。

〔行動援護〕

- 30分単位の単価設定とし、1.5時間で580単位、以降30分当たり148単位とする（5時間まで）。
- 従事者については、行動援護従業者養成研修の制度化を図った上で、経過措置として、以下の者についても同研修の受講を要件として、従事することを可能とする。ただし、このサービス提供者がサービス提供を行った場合には、30%の減算を行う。
 - ・ サービス提供責任者：知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務の従事期間3年以上
 - ・ サービス提供者：知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務の従事期間1年以上

〔重度訪問介護〕

- 長時間滞在型の重度訪問介護については、1日につき3時間超の支給決定を基本とする一方で、30分単位で一律に報酬額が上昇していく仕組みを改め、ホームヘルパーの1日当たり費用を勘案して8時間を区切りとする単価設定とする。その際、区分6（要介護5程度）の者については7.5%、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者については15%の加算措置を講じる。

	3～4時間	8時間
日常生活支援	642単位*	1,390単位
著しく重度の者（+15%）	736単位（+14.6%）	1,426単位（+2.6%）
区分6の対象者（+7.5%）	688単位（+7.2%）	1,333単位（△4.1%）
その他	640単位（△0.3%）	1,240単位（△10.8%）

* 3.5時間と4時間の平均単価

- 8時間超は、管理コストが逡減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定する。

- 移動中の介護を実施した場合については、移動介護の実施時間数に応じて、下記の加算を行う。

1 時間以下の移動	100 単位
2 時間以下の移動	150 単位
3 時間以下の移動	200 単位
3 時間を超える移動	250 単位

- 従事者の資格要件については、利用者とのコミュニケーションなどの重要性を踏まえて、日常生活支援の資格要件（座学を含め 20 時間）について、現場実習を中心とする内容に改めるとともに、広く従事者を確保する観点から研修時間数を 10 時間とする。

⇒ ただし、加算対象となる特に重度の障害者に対し支援を行う者については、利用者が医療的ケアを必要とする者が多いこと等を踏まえ、緊急時の対応等についての付加的な研修を受講していることを要件とする。

〔重度障害者等包括支援〕

- 下記の要件を満たす事業者が、個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービスを包括的に提供した場合に、算定を認めることとする。
 - ・ 重度訪問介護等何らかの障害福祉サービスに係る指定事業者であり、かつ、24 時間、利用者からの連絡に対応できる体制となっていること
 - ・ 相談支援専門員の資格を有するサービス提供責任者を配置していること
 - ・ 週単位で個別支援計画を作成するとともに、定期的にサービス担当者会議を開催すること
 - 報酬単価は、生活介護(日中活動)と重度訪問介護において、重度障害者等包括支援対象者に適用される単価を勘案し、4 時間 700 単位とする。
- ※ ケアホームやショートステイを利用する場合は、それぞれの最重度者に適用される単価を適用する
- 長時間利用の場合は、管理コストが逡減することを踏まえ、1 日 12 時間を超える分からは報酬単価の 97.5%相当額を算定する。

※ 居宅介護、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については、日中時間以外に支援を行った場合には、午後 10 時から午前 6 時まで 50%の深夜加算を行うとともに、午後 6 時から午後 10 時まで及び午前 6 時から午前 8 時まで 25%の夜間・早朝加算を行う。

2. 居宅介護等の国庫負担基準

サービスの地域格差が大きい中で、限られた国費を公平に配分する観点から、現在の市町村の支給実績、支援費制度の国庫補助基準額を勘案し、全国の 9 割程度の市町村の支給実績（月 9.5 万円）をカバーできるよう、設定する。

新たに制度化された重度障害者等包括支援の基準額については、現在の支援費制度における国庫補助水準の最高額（月約 22 万円）を超える水準とし、著しく重度の障害者に対する支給実績、施設入所等の報酬水準を勘案して設定する。

- 国庫負担基準は、サービスの種類に応じ、障害程度区分ごとに設定することとし、各市町村に対し、各国庫負担基準額に障害程度区分ごとのサービス利用者数を乗じて得た額を上限として、国庫負担を行う。
- 新制度移行に伴う経過措置等として、下記の措置を講じる。
 - ① 制度施行時点において、国庫負担基準を超える給付水準の市町村については、従前の補助実績に基づき、国庫負担を行う。
 - ② 平成 20 年度までの 3 年間は、すべての訪問系サービスに係る障害程度区分の基準額を合算して適用する。
 - ③ 都道府県地域生活支援事業により、重度の障害者の割合が著しく高いために国庫負担基準を超過する小規模自治体等を対象に、一定の財政支援を行うことを可能とする。
- 国庫負担基準額は、報酬基準と整合を図り、単位制とする。1 単位 10 円を基本とし支援費と同じく、級地区分を設ける。

<国庫負担基準額>

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 居宅介護対象者

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
2,290単位	2,910単位	4,310単位	8,110単位	12,940単位	18,680単位	7,280単位

(2) 行動援護対象者

区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
10,780単位	14,580単位	19,410単位	25,150単位	13,750単位

(3) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
19,020単位	23,850単位	29,590単位

(4) 重度障害者等包括支援対象者

45,500単位

※ 重度障害者等包括支援を利用しない者であっても、その対象者の要件に該当する者については、指定相談支援事業者によるケアマネジメントを利用し、重度訪問介護等の障害福祉サービスを利用する場合には、その利用した障害福祉サービス全体に係る国庫負担基準として、重度障害者等包括支援の国庫負担基準額から指定相談支援に係る報酬額に相当する額を控除した額を適用する。

【参考】

支援費制度の国庫補助基準額

一般	移動介護利用者	全身性障害者
69,370円	107,620円	216,940円

＜在宅で生活する者のうち、他制度・他のサービスを利用する場合＞

- 介護保険対象者、日中活動系サービス利用者については、それぞれ下記の基準額とする。
- なお、介護保険対象者、日中活動系サービス利用者のいずれにも該当する者については、下記の①・②のいずれか低い方の基準額を適用する。

① 介護保険対象者の国庫負担基準額

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 行動援護対象者

区分3～区分6	6,470単位
---------	---------

(2) 重度訪問介護対象者

区分4～区分6	10,910単位
---------	----------

(3) 重度障害者等包括支援対象者

26,820単位

② 日中活動系サービス利用者の国庫負担基準額

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 居宅介護対象者

区分6
16,440単位

※ 区分1～区分5及び障害児については、前頁の(1)居宅介護対象者欄の単位と同じ

(2) 行動援護対象者

区分3	区分4	区分5	区分6
8,290単位	10,700単位	13,680単位	16,440単位

※ 障害児については、前頁の(1)行動援護対象者欄の単位と同じ

(3) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
10,700単位	13,680単位	16,440単位

<共同生活介護（ケアホーム）入居の場合>

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。
- なお、介護保険対象者、日中活動系サービス利用者についても同額とする。

(1) 行動援護対象者

区分3～区分6	1,760単位
---------	---------

(2) 重度訪問介護対象者

区分4～区分6	2,970単位
---------	---------

＜共同生活介護（ケアホーム）入居者の経過的給付（※）の場合＞

※ 平成21年3月まで適用

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。
- なお、日中活動系サービス利用者についても同額とする。

(1) 居宅介護対象者

区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
1,180単位	3,100単位	3,920単位	5,530単位	8,290単位

(2) 行動援護対象者

区分3	区分4	区分5	区分6
4,860単位	5,680単位	7,290単位	10,050単位

(3) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
6,890単位	8,500単位	11,260単位

- また、介護保険対象者については、それぞれ下記の基準額とする。
- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 行動援護対象者

区分3～区分6	1,760単位
---------	---------

(2) 重度訪問介護対象者

区分4～区分6	2,970単位
---------	---------

＜共同生活介護（ケアホーム）入居者が個人単位で居宅介護等を利用した場合
（※）＞

※ 平成21年3月まで適用

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 居宅介護対象者（行動援護利用者の心身の状態にある者）

区分4	区分5	区分6
4,500単位	6,110単位	8,870単位

(2) 居宅介護対象者（重度訪問介護利用者の心身の状態にある者）

区分4	区分5	区分6
5,710単位	7,320単位	10,080単位

(3) 居宅介護対象者（(1)(2)以外の区分4以上の者）（平成20年4月から適用）

区分4	区分5	区分6
2,740単位	4,350単位	7,110単位

(4) 重度訪問介護対象者

区分4	区分5	区分6
5,710単位	7,320単位	10,080単位

- また、介護保険対象者については、それぞれ下記の基準額とする。

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 重度訪問介護対象者

区分4～区分6	2,970単位
---------	---------

＜共同生活介護（ケアホーム）又は共同生活援助（グループホーム）入居者が
通院介助を利用した場合（※）＞

※ 平成21年3月まで適用

- 各区分の国庫負担基準額（一人当たり月額）は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たりの単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額とする。

(1) 居宅介護対象者

区分1～区分6	1,760単位
---------	---------

3. 短期入所の報酬基準

障害者、障害児それぞれについて、障害程度に応じた単価設定とする。

○ 障害者

- ・ 障害者支援施設等で実施した場合

区分 1	:	490 単位
区分 2	:	490 単位
区分 3	:	562 単位
区分 4	:	624 単位
区分 5	:	757 単位
区分 6	:	890 単位

- ・ 療養介護事業に係る施設（医療施設）で実施した場合

療養介護対象者 : 2400 単位

その他※ : 1400 単位

※ 医療施設において、医療が必要と認められた遷延性意識障害者等に対して提供した場合に適用。

○ 障害児

- ・ 知的障害児施設等で実施した場合

区分 1	:	490 単位
区分 2	:	593 単位
区分 3	:	757 単位

- ・ 重症心身障害児施設、肢体不自由児施設（医療施設）で実施した場合

重症心身障害児 : 2400 単位

その他※ : 1400 単位

※ 医療施設において、医療が必要と認められた遷延性意識障害児等に対して提供した場合に適用。

〔加算〕各障害共通

- 食事提供体制加算（平成 21 年 3 月 31 日まで） 68 単位／日

Ⅱ 日中活動系サービス

1. 生活介護

○ 利用者の障害程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保されるよう、必要な人員配置の基準及び報酬単価をきめ細かく設定する。

具体的には、必要な人員が確保されていることを前提に、事業者ごとの

- ・ 利用者の平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じた報酬区分
- ・ 平均障害程度区分に応じた報酬区分

の2つを設定し、事業者においては、いずれかの選択を可能な取扱いとしている。

【生活介護サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)	サービス管理責任者 配置基準	平均障害程度(※)			
	定員40人以下	定員41人以上50人以下	定員51人以上80人以下	定員81人以上						
生活介護サービス費(Ⅰ)	1,320単位	1,288単位	1,231単位	1,215単位	1.7:1以上	利用者60人以下 1人以上 (※ 40人又はその 程度を増すごとに1人 を加えて得た数以上)	平均区分5.5以上	平均区分5.0以上	区分6の者が60%以上	
生活介護サービス費(Ⅱ)	1,170単位	1,138単位	1,090単位	1,076単位	2:1以上		平均区分5.3以上5.5未満		区分6の者が50%以上	
							平均区分5.1以上5.3未満			
生活介護サービス費(Ⅳ)	884単位	854単位	825単位	811単位	3:1以上		平均区分4.9以上5.1未満	平均区分4.5以上	区分5・6の者が50%以上	
							平均区分4.7以上4.9未満			
生活介護サービス費(Ⅵ)	728単位	697単位	674単位	662単位	4:1以上		平均区分4.4以上4.7未満			
							平均区分4.1以上4.4未満	平均区分4.0以上	区分5・6の者が40%以上	
生活介護サービス費(Ⅷ)	633単位	604単位	589単位	576単位	5:1以上		平均区分3.8以上4.1未満			
							平均区分3.5以上3.8未満	平均区分4.0未満	区分5・6の者が30%以上	
生活介護サービス費(Ⅹ)	572単位	538単位	533単位	518単位	6:1以上		平均区分3.5未満			
生活介護サービス費(Ⅺ)	525単位	494単位	481単位	466単位	10:1以上		経過措置利用者			

※1 生活介護の対象者は、区分3以上（施設入所を伴う場合は区分4以上）。

ただし、50歳以上の者にあつては、区分2以上（施設入所を伴う場合は区分3以上）。

※2 サービス提供職員の配置（常勤換算）については、

- ① 平均区分5以上の場合、3:1以上
- ② 平均区分4以上5未満の場合、5:1以上
- ③ 平均区分4未満の場合、6:1以上

を最低基準とする。

※3 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による利用者を除く。

2. 療養介護

- 利用者の障害程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定する。

【療養介護サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)	平均障害程度(※)	
	定員40人以下	定員41人以上80人以下	定員81人以上80人以下	定員81人以上			
療養介護サービス費(Ⅰ)	904単位	885単位	868単位	857単位	2:1以上	平均障害程度が5.0以上かつ区分6の者が50%以上	平均障害程度が5.0以上かつ区分6の者が50%以上
療養介護サービス費(Ⅱ)	659単位	629単位	604単位	591単位	3:1以上		
療養介護サービス費(Ⅲ)	521単位	495単位	484単位	476単位	4:1以上		
療養介護サービス費(Ⅳ)	417単位	385単位	371単位	362単位	6:1以上	人員配置の経過措置として設定	
						経過措置利用者(区分5未満の者)	

※1 療養介護の対象者は、

- ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、区分6
- ② 筋ジストロフィー症患者又は重症心身障害者であって、区分5以上。

※2 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による利用者を除く。

※3 生活支援員として正看護師を配置した場合、正看護師1人あたり生活支援員1.5人とみなして、配置基準上のサービス提供職員数と算定可能(平成21年9月末までに限る)。

3. 自立訓練

- サービスを効果的・効率的に提供し、個別支援計画の目標が的確に達成されるよう、事業者は、利用者ごとに標準期間内で利用期間を設定することとし、サービス管理責任者が利用期間中のサービス内容と実施の手順に責任を持つものとする。

(1) 機能訓練

- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせる。

【機能訓練サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上80人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
機能訓練サービス費(Ⅰ)	668単位	635単位	609単位	572単位	6.1以上
機能訓練サービス費(Ⅱ)	187単位				1人以上

※ 通所による訓練を行った場合は機能訓練サービス費(Ⅰ)を、居宅の訪問による訓練を行った場合は機能訓練サービス費(Ⅱ)を算定する。

- 標準利用期間超過減算(生活訓練(宿泊型自立訓練を除く。))も同様)

◆ 基本単位数の95%を算定

※ 算定条件…事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

(2) 生活訓練

- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせる。

また、宿泊型自立訓練については、日中、一般就労又は外部の障害福祉サービス等(自立訓練(生活訓練)及び指定宿泊型自立訓練事業所と同一の敷地内の指定障害福祉サービス事業所等により提供される障害福

祉サービス等を除く。) を利用する者が対象となる。

【生活訓練サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
生活訓練サービス費(Ⅰ)	668単位	635単位	609単位	572単位	6:1以上
生活訓練サービス費(Ⅱ)	187単位				1人以上

※ 通所による訓練を行った場合は生活訓練サービス費(Ⅰ)を、居宅の訪問による訓練を行った場合は生活訓練サービス費(Ⅱ)を算定する。

○ 短期滞在加算

◆ 115単位/日(宿直体制を確保している場合)

180単位/日(夜勤体制を確保している場合)

※ 算定条件…① 生活訓練の一環として、個別支援計画に基づき提供される場合
② 心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合

○ 精神障害者退院支援施設加算(経過措置)

◆ 115単位/日(宿直体制を確保している場合)

180単位/日(夜勤体制を確保している場合)

※ 算定要件…精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、精神科病院に概ね1年程度入院していた退院患者等に対し、自立訓練を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合

【宿泊型自立訓練サービス費】

区分	報酬単価		サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	利用期間が1年以内の場合	利用期間が1年を超える場合	
生活訓練サービス費(Ⅲ)	270単位	162単位	10:1以上 地域移行支援員1人以上

○ 食事提供体制加算(平成21年3月31日まで)

◆ 68単位/日(短期滞在加算が算定される者のうち、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合)

42単位/日(それ以外の場合)

4. 就労移行支援

- サービスを効果的・効率的に提供し、個別支援計画の目標が的確に達成されるよう、事業者は、利用者ごとに標準期間内で利用期間を設定することとし、サービス管理責任者が利用期間中のサービス内容と実施の手順に責任を持つ仕組みとする。また、個別支援計画の進捗状況に応じ、通所と職場訪問等によるサービスを組み合わせて実施することとする。

【就労移行支援サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
就労移行支援サービス費(Ⅰ)	769単位	737単位	693単位	657単位	職業指導員及び 生活支援員 6:1以上 就労支援員 15:1以上
就労移行支援サービス費(Ⅱ)	476単位	446単位	435単位	421単位	10:1以上

※ 別に定める資格の取得による就労移行支援を行った場合、就労移行支援サービス費(Ⅱ)を算定。

○ 就労移行支援体制加算

◆ 26単位／日

※ 算定要件…一般就労への移行後、6か月継続して就労している者が、前年度において定員の2割以上である場合(1年間を限度)

○ 精神障害者退院支援施設加算(経過措置)

◆ 115単位／日(宿直体制を確保している場合)

180単位／日(夜勤体制を確保している場合)

※ 算定要件…精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、精神科病院に概ね1年程度入院していた退院患者等に対し、就労移行支援を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合

○ 標準利用期間超過減算

◆ 基本単位数の95%を算定

※ 算定条件…事業者ごとの平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

5. 就労継続支援

- 就労や生産活動の機会を提供し、生産活動にかかる知識・能力の向上・維持等を図るサービスの提供を行うこととし、これに伴う報酬を設定する。

(1) 就労継続支援A型

【就労継続支援A型サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
就労継続支援(A型)サービス費	481単位	448単位	439単位	424単位	10:1以上

- 生産性の向上を図り、多様な業種において就労機会の拡大を図るため、以下の割合の範囲内で、定員とは別に、障害者以外の者の雇用を認める。
 - ①定員 10 人～20 人 定員の 5 割以下
 - ②定員 21 人～30 人 10 人又は定員の 4 割のいずれか多い数
 - ③定員 31 人～ 12 人又は定員の 3 割のいずれか多い数
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、最低定員の基準を緩和し、障害者の定員 10 人から事業実施を可能とする。
- 就労移行支援体制加算

◆ 26単位／日

※ 算定要件…一般就労への移行後、6か月継続して就労している者が、前年度において定員の5%以上である場合(1年間を限度)

(2) 就労継続支援B型

【就労継続支援B型サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換 算)
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上	
就労継続支援(B型)サービス費(Ⅰ)	527単位	494単位	485単位	470単位	7.5:1以上
就労継続支援(B型)サービス費(Ⅱ)	481単位	448単位	439単位	424単位	10:1以上

※ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)の算定に当たっては、障害基礎年金1級受給者が利用者の5割以上である事業所(特定旧法指定施設から移行する場合は、1割以上(平成21年3月31日までの経過措置))であることが要件。

○ 事業者の指定に当たり、平均工賃が工賃控除程度の水準(月3,000円)を上回ることを事業者指定の要件とする。

○ 利用者の工賃水準の向上を図るため、事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績とあわせて都道府県知事への報告、公表を行う。

○ 就労移行支援体制加算

◆ 13単位/日

※ 算定要件…一般就労又は就労継続A型事業所への移行後、6か月継続して就労している者が、前年度において定員の5%以上である場合(1年間を限度)

○ 目標工賃達成加算(Ⅰ)

◆ 26単位/日

※ 算定要件…①平均工賃が地域の最低賃金の1/3以上であること
②事業者が設定した目標水準以上である場合
③前年度の平均工賃が前々年度の平均工賃を上回っていること。

○ 新 目標工賃達成加算(Ⅱ)

◆ 10単位/日

※ 算定要件…①平均工賃が各都道府県の事業種別平均工賃の100分の80に相当する額を超えていること
②各都道府県が「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する事業に積極的に参加し、「工賃引上げ計画」を作成していること
③前年度の平均工賃が前々年度の平均工賃を上回っていること。

6. 児童デイサービス

- 児童デイサービスについては、幼児期の個別ニーズに対応する療育と集団による療育が適切な効果をもたらすグループとに分化することとし、より専門性の高いサービスを提供できる体制を確保することによって、障害児の処遇向上を図ることとする。

区 分	1日当たり平均利用人員別の報酬単価		
	10人以下	11人～20人	21人以上
児童デイサービスⅠ	754単位	508単位	396単位
児童デイサービスⅡ	407単位	283単位	231単位

※1 児童デイサービスⅠについては、

- ・ 保育士又は児童指導員の配置基準 10：2以上
- ・ サービス管理責任者を配置すること
- ・ 利用児童のうち就学前児童が7割以上であること（クラス毎の判定も可能）

を全て満たすこと

※2 児童デイサービスⅡについては、

- ・ 保育士又は児童指導員の配置基準 15：2以上

を満たすこと

○ サービス管理責任者欠如減算（児童デイサービスⅠのみ）

：基本単位数の70%を算定

※ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月の前月までの間

○ 個別支援計画未作成減算（児童デイサービスⅠのみ）

：基本単位数の95%を算定

※ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間

○ 家庭連携加算

◆ ① 所要時間1時間未満の場合 187単位／日

② 所要時間1時間以上の場合 280単位／日

※ 利用児童の保護者と事前に日程調整をした上で、職員が家庭を訪問し、利用児童や家族への支援・指導を行った場合(同一日に本体報酬との重複は不可)

○ 送迎加算

◆ 54単位(片道につき)

7. 各サービスに共通する事項

○加算

- ◆ 初期加算: 30単位/日
- ◆ 新事業移行時特別加算(平成 21 年 3 月 31 日まで): 48単位/日
※移行の日から 30 日間に限る
- ◆ 訪問支援特別加算: 187単位～280単位/日
- ◆ 利用者負担上限額管理加算: 150単位/月
- ◆ 視覚・聴覚等障害者支援体制加算: 41単位/日
- ◆ 食事提供体制加算(平成 21 年3月 31 日まで): 42単位/日

※初期加算、新事業移行時特別加算、視覚・聴覚等障害者支援体制加算、食事提供体制加算については児童デイサービスを除く

○減算

改 定員超過利用減算: 基本単位数の70%を算定

○ 1日当たり利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の150%を超えること、定員が50人を超える場合は当該定員から50を差し引いた員数に125%を乗じて得た数に、75を加えた数をこえる場合

○ 過去3か月間の利用者の延べ数が、定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数を超える場合

※ ただし定員 11 人以下の場合は、過去3ヶ月間の利用者の延べ数が定員の数に3を加えて得た数に、開所日数を乗じて得た数を超える場合

◆ 人員欠如減算: 基本単位数の70%を算定

※ 指定基準に定める員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間

※ 指定基準に定める員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間

※ 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間

◆ 個別支援計画未作成減算: 基本単位数の95%を算定

※ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、又は、個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間

Ⅲ 居住系サービス

1. 施設入所支援

- 夜間の介護等に必要な職員について、生活介護と同様、利用者の障害程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保されるよう、必要な人員配置の基準及び報酬単価を設定する。

具体的には、必要な人員が確保されることを前提に、事業者ごとの

① 平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じた報酬区分

② 平均障害程度区分に応じた報酬区分

の2つを設定し、事業者においては、いずれかの選択が可能な取扱いとしている。

【施設入所支援サービス費】

区分	報酬単価				夜間職員 配置基準	平均障害程度				
	定員40人以下	定員41人以上50人以下	定員51人以上80人以下	定員81人以上						
施設入所支援サービス費(Ⅰ)	400単位	309単位	255単位	231単位	利用者60人以下 夜勤職員3人以上 (以降40人を増すごとに1 人を加えて得た数以上)	平均区分5.5以上	又は	平均区分5.0以上	区分6の者が60%以上	
施設入所支援サービス費(Ⅱ)	381単位	289単位	238単位	214単位		平均区分5.3以上5.5未満			区分6の者が50%以上	
						平均区分5.1以上5.3未満				
施設入所支援サービス費(Ⅳ)	281単位	214単位	179単位	162単位	利用者60人以下 夜勤職員2人以上 (以降40人を増すごとに1 人を加えて得た数以上)	平均区分4.9以上5.1未満	又は	平均区分4.5以上	区分5・6の者が50%以上	
						平均区分4.7以上4.9未満				
施設入所支援サービス費(Ⅵ)	262単位	195単位	163単位	146単位		平均区分4.4以上4.7未満			区分5・6の者が40%以上	
					平均区分4.1以上4.4未満	平均区分4.0以上		区分5・6の者が40%以上		
施設入所支援サービス費(Ⅷ)	188単位	146単位	127単位	115単位	利用者60人以下 夜勤職員1人以上 (以降40人を増すごとに1 人を加えて得た数以上)	平均区分3.8以上4.1未満	又は	平均区分4.0未満	区分5・6の者が30%以上	
						平均区分3.5以上3.8未満				区分5・6の者が30%以上
施設入所支援サービス費(Ⅹ)	180単位	138単位	121単位	109単位		平均区分3.5未満				
施設入所支援サービス費(Ⅺ)	115単位	99単位	92単位	88単位	宿直職員1人以上	経過措置入所者				

※1 施設入所支援の対象者は、区分4以上。

ただし、

① 50歳以上の者にあつては、区分3以上。

② 自立訓練、就労移行支援利用者にあつては、生活能力により単身での生活が困難な者又は地域の社会資源の状況等により、通所することが困難な者

※2 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による入所者を除く。

○ 地域移行加算

◆ 500単位／(退所前、退所後各1回)

※ 算定要件…退所する利用者に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合(生活介護利用者に限る)

○ 栄養管理体制加算

◆ ① 常勤の管理栄養士を配置した場合 24単位／日

② 常勤の栄養士を配置した場合 22単位／日

③ 栄養士等を配置した場合 12単位／日

(41人以上60人以下の施設の場合)

※ 算定要件…食事の内容や栄養量について、管理栄養士又は栄養士により管理される等の要件に該当する場合

○ 重度障害者支援体制加算 (Ⅰ)

◆ 基本加算分 28単位／日

※ 算定要件… 以下のいずれかに該当する場合

① 医師意見書により一定の「特別な医療」を受けているとされる者が利用者全体の2割以上であり、かつ、利用者の平均区分が5以上(経過措置対象者を除く)

② 強度行動障害を有する者が1人以上であり、かつ、行動援護対象者が利用者全体の2割以上

◆ 重度加算分 22単位／日(基本加算を算定している場合に限る。)

※ 算定要件… 区分6であって、以下に該当する者が2人以上いる場合、

① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者

② 重症心身障害者

○ 重度障害者支援体制加算 (Ⅱ)

◆ 40～799単位／日

※ 算定要件… 強度行動障害を有する者に対する適切な支援を行うため、職員を配置した場合に算定

○ 入院・外泊時加算

◆ 320単位／日

※ 算定要件… 1月に8日を限度として、所定単位数に代えて算定。(3月に限る)

改 入院時支援特別加算

◆ 入院期間が4日未満 561単位／月

◆ 入院期間が4日以上 1,122単位／月

※ 算定要件… 施設入所者が入院した際、入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合に月額で算定。

(注)長期入院等支援加算と選択して算定することとし併給不可

新 長期入院等支援加算

◆ 123～160単位／日

※ 算定要件… 施設入所者が長期間に渡り入院・外泊した際、概ね週に1回以上、入院期間中の被服の準備及び家族等との連絡調整等一定の支援を行った場合に日額で算定(3月に限る)

(注)入院時支援特別加算と選択して算定することとし併給不可

○ 新事業移行時特別加算 (平成21年3月31日まで)

◆ 21単位／日(移行の日から30日間)

○ 定員超過利用減算

◆ 基本単位数の70%を算定

- ・ 1日当たり利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の110%を超えること、定員が50人を超える場合は当該定員から50を差し引いた員数に105%を乗じて得た数に55を加えた数を超えている場合
- ・ 過去3か月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数を超える場合

○ 夜勤職員欠如減算

◆ 基本単位数の95%を算定

※ 算定要件…夜勤職員の配置基準を満たしていない場合に、その翌月について減算

2. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

- 日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的・精神障害者に対し、地域生活を営む住居において、日常生活上の相談、介護等のサービスを提供し、これに伴う報酬を設定する。
- その際、個々の住居ではなく、法人ごとに一定範囲の地域内で実施する事業全体に着目して事業者指定を行うこととし、人員配置基準を適用する。

【共同生活援助（グループホーム）】

- サービス管理責任者のほか、利用者の総数に応じて世話人を配置し、報酬を設定する。

区分	報酬単価	世話人の配置基準（常勤換算）	サービス管理責任者 配置基準（常勤換算）
共同生活援助サービス費（Ⅰ）	171単位	6：1以上	30：1以上
共同生活援助サービス費（Ⅱ）	116単位	10：1以上	
経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費（※）	142単位	6：1以上	

（※）経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費は平成21年3月31日までの時限措置

- 障害程度区分1以上であり、かつ、慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者については、共同生活援助とは別に通院介助又は通院等乗降介助を利用することができる。
- 自立生活支援加算

◆ 14単位／日

- ※ 算定要件…① 事業所において、過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち、移行後の生活が6カ月以上継続している者が5割以上
- ② 対象者ごとに、6カ月以内の移行に関する個別支援計画について、市町村の承認を得る

○ 入院時支援特別加算

- ◆ 入院期間が3日以上 7日未満 561単位／月
- ◆ 入院期間が7日以上 17日未満 1122単位／月
- ※ 算定要件… 事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合
(注) 長期入院時支援特別加算と選択して算定することとし併給不可

○ 帰宅時支援加算

- ◆ 帰宅期間が3日以上 7日未満 187単位／月
- ◆ 帰宅期間が7日以上 17日未満 374単位／月
- ※ 算定要件… 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合
(注) 長期帰宅時支援加算と選択して算定することとし併給不可

新 長期入院時支援特別加算

- ◆ 入院期間が3日以上 76単位／日
- ※ 算定要件… 事業所の従業者が病院又は診療所を概ね週に1回以上訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合(3月に限る)
(注) 入院時支援特別加算と選択して算定することとし併給不可

新 長期帰宅時支援加算

- ◆ 帰宅期間が3日以上 25単位／日
- ※ 算定要件… 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合(3月に限る)
(注) 帰宅時支援加算と選択して算定することとし併給不可

○ 小規模事業加算(平成21年3月までの時限措置)

- ◆ 入居定員が4人の場合 37単位／日
- ◆ 入居定員が5人の場合 14単位／日
- ※ 算定要件… 法施行前に現に存する旧指定共同生活援助事業所であって、法施行以降に定員4人又は5人の事業を実施しており、共同生活住居に専任の世話人を配置している場合

○ 大規模住居減算

- ◆ 基本単位数の90%を算定 (1住居の定員が8人以上の場合)
- ◆ 基本単位数の87%を算定 (1住居の定員が21人以上の場合)

【共同生活介護(ケアホーム)】

- サービス管理責任者のほか、利用者の総数及び障害程度区分に応じて世話人及び生活支援員を配置し、報酬を設定する。

区分	障害程度区分	報酬単価	世話人の配置基準 (常勤換算)	生活支援員の配置基準 (常勤換算)	サービス管理責任者 配置基準 (常勤換算)
共同生活介護サービス費 (Ⅰ)	区分6	444単位	6 : 1以上	2.5 : 1以上	30 : 1以上
共同生活介護サービス費 (Ⅱ)	区分5	353単位		4 : 1以上	
共同生活介護サービス費 (Ⅲ)	区分4	300単位		6 : 1以上	
共同生活介護サービス費 (Ⅳ)	区分3	273単位		9 : 1以上	
共同生活介護サービス費 (Ⅴ)	区分2	210単位			
経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費 (※1)		142単位			30 : 1以上
個人単位で居宅介護等を利用する場合 (※2)		210単位			

(※1) 施行日において現に居宅介護の支給決定を受けている利用者が同日以降も引き続き入居し、生活支援員を置くことが困難である場合に、平成21年3月31日までの間、生活支援員を配置せず、居宅介護等を利用する場合。

(※2) 障害程度区分4以上であって重度訪問介護対象者又は行動援護対象者が、事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合、若しくは、障害程度区分4以上の者が、事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護のスポット支援のみ）の利用を希望する場合に限り、平成21年3月31日までの間、生活支援員を配置せず、居宅介護を利用する場合。

- 介護等のサービスは、事業所の従業者により提供することを原則とするが、事業者が自らの責任に基づき委託した場合には、利用者に対し、従業者以外の者により介護サービスを提供することができる。

なお、通常の外出とは別に外出する場合には、共同生活介護とは別に通院介助又は通院等乗降介助（慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者に限る。）を利用することができる。また、重度訪問介護又は行動援護の対象となる利用者が、通常の外出とは別に外出する場合には、共同生活介護と別に重度訪問介護又は行

動援護を利用することができる。

○ 夜間支援体制加算

- ◆ 区分5、6の利用者 : 97単位/日（夜間支援対象利用者10人以下の場合）
 - ◆ 区分4の利用者 : 52単位/日（夜間支援対象利用者10人以下の場合）
 - ◆ 区分2、3の利用者 : 24単位/日（夜間支援対象利用者10人以下の場合）
- ※ 算定要件… 夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に、必要な職員を専任で配置する等、夜間に介護等を行うための勤務体制等を確保する場合（夜間支援対象者の数が30人以下の場合に限る。）
- （注）経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定する場合は、本加算は算定できない。

○ 重度障害者支援加算

- ◆ 26単位/日
- ※ 算定要件…障害程度区分6であって、指定重度障害者等包括支援の対象となる者が、2人以上利用している場合であって、通常的生活支援員の員数に加えて、生活支援員を加配している場合
- （注）経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費及び個人単位で居宅介護等を利用する場合を算定する場合は、本加算は算定できない。

○ 日中介護等支援加算

- ◆ 539単位/日
- ※ 算定要件…障害程度区分4以上の利用者について、日中活動サービスの支給決定を受けているが、心身の状況等により利用できない期間が月3日以上ある場合であって、必要な介護を行い、通常的生活支援員の員数に加えて、生活支援員を加配している場合（3日目から算定）
- なお、支援を行う場合は、日中活動サービス事業者等との連携を図った上で、個別支援計画に位置づけること。
- （注）経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費及び個人単位で居宅介護等を利用する場合を算定する場合は、本加算は算定できない。

○ 自立生活支援加算

- ◆ 14単位/日
- ※ 算定要件…① 事業所において、過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち、移行後の生活が6カ月以上継続している者が5割以上
- ② 対象者ごとに、6カ月以内の移行に関する個別支援計画について、市町村の承認を得る

○ 入院時支援特別加算

- ◆ 入院期間が3日以上 7日未満 561単位／月
 - ◆ 入院期間が7日以上12日未満 1122単位／月（下記以外の場合）
 - ◆ 入院期間が7日以上17日未満 1122単位／月（経過的家介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合）
- ※ 算定要件… 事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合
- （注）長期入院時支援特別加算と選択して算定することとし併給不可

○ 帰宅時支援加算

- ◆ 帰宅期間が3日以上 7日未満 187単位／月
 - ◆ 帰宅期間が7日以上12日未満 374単位／月（下記以外の場合）
 - ◆ 帰宅期間が7日以上17日未満 374単位／月（経過的家介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合）
- ※ 算定要件… 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合
- （注）長期帰宅時支援加算と選択して算定することとし併給不可

⑨ 長期入院時支援特別加算

- ◆ 入院期間が3日以上 122単位／日（下記以外の場合）
 - ◆ 入院期間が3日以上 76単位／日（経過的家介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合）
- ※ 算定要件… 事業所の従業者が病院又は診療所を概ね週に1回以上訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合（3月に限る）
- （注）入院時支援特別加算と選択して算定することとし併給不可

⑨ 長期帰宅時支援加算

- ◆ 帰宅期間が3日以上 40単位／日（下記以外の場合）
 - ◆ 帰宅期間が3日以上 25単位／日（経過的家介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合）
- ※ 算定要件… 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合（3月に限る）
- （注）帰宅時支援加算と選択して算定することとし併給不可

○ 小規模事業加算（平成 21 年 3 月までの時限措置）

◆ 入居定員が 4 人の場合 37 単位／日

◆ 入居定員が 5 人の場合 14 単位／日

算定要件… 法施行前に現に存する旧指定共同生活援助事業所であって、法施行以降に定員 4 人又は 5 人の事業を実施しており、共同生活住居に専任の世話人を配置している場合

○ 小規模事業夜間支援体制加算（平成 21 年 3 月までの時限措置）

◆ 区分 5、6 の利用者 : 127 単位／日（夜間支援対象利用者 4 人以下の場合）

◆ 区分 4 の利用者 : 65 単位／日（夜間支援対象利用者 4 人以下の場合）

◆ 区分 2、3 の利用者 : 26 単位／日（夜間支援対象利用者 4 人以下の場合）

※ 算定要件… 法施行前に現に存する旧指定共同生活援助事業所であって、法施行以降、指定共同生活介護事業所へ転換した場合であって、従前から夜間支援体制を確保し、現に夜間支援対象者の数が 9 人以下の指定共同生活介護事業所の共同生活住居である場合

○ 大規模住居減算

◆ 基本単位数の 95% を算定（1 住居の定員が 8 人以上の場合）

◆ 基本単位数の 93% を算定（1 住居の定員が 21 人以上の場合）

3. 各サービスに共通する事項

◆ 人員欠如減算：基本単位数の 70% を算定

※ 指定基準に定める員数から 1 割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間

※ 指定基準に定める員数から 1 割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間

※ 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間

◆ 個別支援計画未作成減算：基本単位数の 95% を算定

※ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、又は、個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間

IV 相談支援（サービス利用計画作成費）

1. 支給対象者

○ 障害福祉サービスを利用する者（重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く。）であって、下記のいずれかに該当する者とする。

① 入所・入院から地域生活への移行（※1）や生活環境が大きく変わる場合（※2）であって、一定期間（6ヶ月の範囲内（原則1回更新可））集中的な支援を必要とする者。

（※1）障害者支援施設からの退所、共同生活介護（援助）からの退居、精神科病院からの退院などをいう。

（※2）家族の入院・死亡、弟妹の出生などによる家庭環境の変化やライフステージの変化（乳幼児期から学齢期への移行や学齢期から就労への移行等）をいう。

② 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害・疾病等（※3）のため、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難である者

（※3）同居している家族が障害・疾病であるほか、家族が高齢（要介護状態など）である場合や家族による放置、無理解、無関心等の状態である場合をいう。

③ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

2. 報酬基準

サービス利用計画作成費（Ⅰ）	850単位／月
サービス利用計画作成費（Ⅱ）	1,000単位／月

注1 （Ⅰ）の単価は、事業所が利用者に対して指定相談支援を行った場合（注2の場合を除く。）に算定する。

注2 （Ⅱ）の単価は、事業者が利用者に対して指定相談支援を行った場合（上限額管理を行った場合に限る。）に算定する。

注3 適切な相談支援が提供されない場合は、報酬を算定しない。ただし、（Ⅱ）については150単位を算定できる。

○ 以下の要件のいずれかを満たさない場合は、その状態が解消されるに至った月の前月まで算定できない。

- ・ アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接すること。
- ・ サービス担当者会議等によりサービス利用計画の内容について担当者から意見を求めること。
- ・ サービス利用計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説

明し、文書により利用者等の同意を得た上でサービス利用計画を利用者等及び担当者に交付すること。

- ・少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問（モニタリング）し、利用者等に面接するほか、その結果を記録すること。
- ・支給決定の変更を受けた場合、サービス担当者会議等によりサービス利用計画の変更の必要性について担当者から意見を求めること。

※サービス利用計画作成の変更についても準用する。

3. 国庫負担基準

- 対象者の選定に当たっては、対象者の状態像についての解釈について市町村間でばらつきが生じることが想定されることから、限られた財源を公平に配分するため、国庫負担基準を設定する。
- 3月から翌年2月までを1年度とする当該年度に属する各月ごとに次の算式により算定した額を合計した額とする。

（算式）

当該月のサービス利用計画作成費の支給額の合計×

当該月の障害福祉サービスの利用者（重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く。）の数に0.1を乗じた数
（その数に1未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、その数が1未満のときは1とする。）÷

当該月におけるサービス利用計画作成費を支給された者の数

（算定例）

○障害福祉サービス利用者数 1,000人（施設入所者等除く。）

○作成費支給者数 120人（作成費Ⅰ90人、Ⅱ30人）

- ・作成費支給者の総支給額

$(8,500円 \times 90人) + (10,000円 \times 30人) = 1,065,000円$

- ・障害福祉サービス利用者の10%

$1,000人 \times 10\% = 100人$

- ・国庫負担基準

$1,065,000円 \times 100人 \div 120人 = 887,500円$

世帯の範囲の見直し

背景

障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分については、現在、住民票上の世帯全体の所得によって判断しているため、障害者本人の所得が低くても、父母等の所得が高い場合には、負担上限額は高い区分となるが、障害者の父母等からの自立に対する意向が強いことを考慮して、このような取扱いを改めるべきとの声

対応

成人の障害者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を、「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみの所得で判断（平成20年7月実施）。



この結果、父母等の所得が高くても、本人と配偶者の所得が市町村民税の課税基準に満たない場合は、低所得世帯の負担上限額が適用されることとなる。

留意点

- ① 今回の世帯の範囲の見直しに伴い、利用者負担に係る軽減措置の適用の可否を判断する「資産要件」についても、本人と主たる生計維持者である配偶者の資産のみ対象。
- ② 「補装具費」の支給基準及び負担上限額を算定する際の所得段階区分についても、本人と配偶者のみの所得で判断。
- ③ 今回の世帯の範囲の見直しに伴い、高額障害福祉サービス費の支給に係る「世帯合算の範囲」についても、本人と配偶者のみが対象。

* 「特別対策」による利用者負担対策は、平成21年度以降も実質的に継続。

8 障害福祉サービス等経営実態調査の実施について

障害者自立支援法が施行され2年が経過するところであるが、制度の施行状況を把握し、今後の報酬改定等の基礎資料とするため、障害福祉サービス事業所等を対象とした経営実態調査を行うこととしている。

本調査は、民間のシンクタンクに委託し、3月中に、抽出した全国の事業所及び施設に対して調査票を配布するとともに、平成20年度に回収・集計を行う予定である。

なお、「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」の報告書において、「障害福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、平成21年4月に障害福祉サービス費用の額の改定を実施」することとされており、そのため、「公平・公正な経営実態調査に早急に着手するなど手続きを進める」とされているところでもあるので、管下事業者・施設に対して御配慮をお願いしたい。